

## 本日の会議に付した事件

平成24年第2回山元町議会定例会(第4日目)

平成24年6月19日(火) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)
- 日程第 3 報告第 2号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)
- 日程第 4 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について(平成23年度山元町一般会計)
- 日程第 5 報告第 4号 山元町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 5号 山元町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度山元町一般会計補正予算・専決第1号)
- 日程第 8 議案第49号 東日本大震災に伴う平成24年度山元町国民健康保険税の減免に関する条例
- 日程第 9 議案第50号 山元町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第51号 山元町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第52号 山元町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第53号 山元町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第54号 山元町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第55号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う宮城県後期高齢者広域連合規約の変更について
- 日程第15 議案第56号 平成23年度(繰)山元町防災行政無線災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第57号 平成24年度山元町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第58号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第59号 平成24年度山元町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第60号 平成24年度山元町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第61号 平成24年度復興住宅請1号山下地区災害公営住宅造成工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第62号 音楽活動を通じた夢と希望を育む事業に係る楽器等の購入契約について
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 閉会中の継続調査申し出の件について

---

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成24年第2回山元町議会定例会第4日目の会議を開きま

す。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって11番伊藤隆幸君、12番佐山富崇君を指名します。

---

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

1．町送付議案の受理

当局から議案2件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

2．委員会調査報告書及び継続調査申出書の受理

① 総務民生常任委員会委員長及び産建教育常任委員会委員長から閉会中の調査報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

② 各常任委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第2．報告第1号を議題とします。

報告を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。私の方から報告第1号についてご報告させていただきます。

専決処分の報告でございます。地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分をいたしましたので、同条2項の規定により報告をいたすものでございます。

おめくりいただきたいと思っております。専決処分書でございます。

町は山元町役場駐車場の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり決定する。

相手方、宮城県亘理郡亘理町荒浜字……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）報告第1号専決処分の報告についてを終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第3．報告第2号を議題とします。

報告を求めます。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。それでは、私から報告第2号についてご報告を申し上げます。

専決処分の報告でございます。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1ページおめくりいただきたいと思っております。

専決処分書、朗読をもって説明とさせていただきます。

町は浅生原内手仮設住宅地内のごみ集積所横転事故に関し、損害賠償の額を定め和解

することについて次のとおり決定する。

1、相手方、宮城県亘理町山元町高瀬……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）報告第2号専決処分の報告について終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第4、報告第3号を議題とします。

報告を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。報告第3号についてご説明させていただきます。

報告第3号繰越明許費繰越計算書でございます。平成23年度山元町一般会計補正予算及び繰越明許費につきましては、別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

おめくりいただきたいと思えます。平成23年度山元町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

第2款総務費第1項総務管理費でございます。事業名ですが、山元町国土利用計画策定業務委託、今回は第5次計画の策定でございますが、繰越明許費設定額640万円に対しまして同額を翌年度に繰り越しております。歳入内訳はご覧のとおり、一般財源でございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

7番（齋藤慶治君）はい。繰越明許の関係なんですけど、まず、教育費の災害復旧の関係で学校の小学校、中学校の修繕改修事業と、あと下の方で学校施設災害復旧という二本立ての繰り越しというか、予算計上の形になっているんですけど、そこら辺の建物なのか、それともまたグラウンド等、いろいろなものの形で繰越明許の予算の計上の仕方を分けているのか、まずその点、第1点、お聞きします。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ご説明申し上げます。10款教育費の小学校費、中学校費の事業でございますが、ご覧のとおり、小学校費につきましては坂元小学校の講堂改築の基本設計業務委託ということの予算繰り越しでございまして、その下の小学校施設等改修事業及び中学校費の中学校施設等改修事業につきましては、各学校にエアコン等を設置する事業ということで予算いただきましてそれを繰り越ししたものでございます。

あわせまして11款の災害復旧費でございますが、文教施設の災害復旧、こちらにつきましては震災の災害でございまして、メインは坂元小学校ののり面復旧工事、坂元小学校のプール災害復旧工事が大きな事業ということで、ほか何件かの災害復旧の工事を一括繰り越ししたものでございます。以上でございます。

7番（齋藤慶治君）はい。わかりました。先ほどの特に災害の関係ですね、今、大至急進んでいくと思うんですけど、下の公立学校の災害復旧関係、大体本来ならなるべく早く繰り越し、繰り越ししないというのが現状ですが、それが無理ということで24年度の方に繰り越しになると思うんですけど、それがいつごろ大体復旧が終わるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいまのご質問でございますが、坂元小学校ののり面の復旧につきましては、今月いっぱい何とか仕上げたいということでございまして、坂元小学校のプールにつきましてはとりあえずは年度内の災害復旧となっております。

何分技術職の方が不足している状況もございまして、頑張っているわけですが何とか年度内の完成を目指して取り組んでまいりたいと思います。

7番（齋藤慶治君）はい。今、特にのり面の方が大分完成間近いということで、正直言って一安心したんですが、今、坂元小学校、中浜小学校、同じ併設の中で限られたスペースの中で東側、結構大規模にのり面が崩壊しているところで、やっぱり子供たちの安全上の問題も多々あると思いますので、やはり少しでも早く完成して安全確保できるような形で授業を進めてほしいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これで報告第3号繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第5．報告第4号を議題といたします。

報告を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、報告第4号山元町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成23年度山元町水道事業会計予算の繰り越しにつき、別紙のとおり、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告でございます。

次のページをお開き願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

款、項、事業名の順に追ってご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費水道事業災害復旧工事でございます。予算計上額2億4,697万円、支払い義務発生額3,923万7,709円、翌年度繰越額2億700万円、財源内訳は記載のとおりでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これで報告第4号山元町水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第6．報告第5号を議題とします。

報告を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。報告第5号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成23年度山元町下水道事業会計予算の繰り越しにつき、別紙のとおり地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。  
款、項、事業名の順に追ってご説明申し上げます。

1 款資本的支出1 項建設改良費下水道災害復旧工事、予算計上額5 億8, 3 0 7 万  
1, 0 0 0 円、支払い義務発生額1 億5, 1 0 5 万1, 3 6 8 円、翌年度繰越額5 4 億  
9, 0 1 6 万7, 0 0 0 円、財源内訳は記載のとおりでございます。……以下別紙議案  
書に基づき詳細に説明した。

---

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これで報告第5 号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終  
わります。

---

議 長（阿部 均君）日程第7. 承認第6 号を議題とします。

報告を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。それでは、承認第6 号でございます。専決処分の承認を求め  
ることについて。平成2 4 年度山元町一般会計補正予算を地方自治法第1 7 9 条第1 項の  
規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3 項の規定によりこれを報  
告し、承認を求めます。

2 枚おめくりいただきまして、平成2 4 年度山元町一般会計補正予算専決第1 号で  
ございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2 4 万1, 0 0  
0 円を追加いたしまして、予算の総額を4 0 7 億9, 6 6 1 万6, 0 0 0 円とする補正  
内容となっております。

補正理由でございますが、……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これから、承認第6 号専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、承認第6 号は原案のとおり承認されました。

---

---

議長（阿部 均君） 日程第 8、議案第 49 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君） はい、議長。議案第 49 号東日本大震災に伴う平成 24 年度山元町国民健康保険税の減免に関する条例についてご説明を申し上げます。

皆様のお手元の方に配布させていただいております資料 No. 1 の条例議案の概要についてご説明させていただきます。

被災された被保険者に係る国民健康保険税の軽減を図るため、平成 23 年度減免基準に準じ引き続き減免措置を延長するものでございます。

制定内容でございますが、第 2 条におきまして減免基準を 1 号から 7 号まで、第 3 条におきまして減免割合を定めております。

第 4 条におきましては、減免対象となる保険税を明示しております。

補足説明となりますが、……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君） これから質疑を行います。——質疑はありますか。

13 番（後藤正幸君） はい。引き続きの減免措置なんですけど、ちょっとわかりにくいところ、2 点ほどお伺いします。

第 1 点目ですが、1 ページの第 2 条第 1 項、減免基準の第 1 項に重篤はどのような状態をいうのかということでございます。ここに書いてありますのは、「主たる生計維持者が死亡、障害者または重篤な傷病を負った世帯」と書いてあるんですけど、障害者とか死亡、これはもちろんわかるんですけど、または傷病を負った世帯というのがわかりにくいのでご説明をお願いします。

税務納税課長（平田篤司君） はい、議長。生計維持者が重篤ということでございますが、この重篤という言葉は、災害において心臓疾患とか、脳内出血とか、原因が災害に基づいて特定された重篤となった患者さんのことを指しております。医師の診断でその部分を指定された方々に対し、減免をするという形になっております。以上です。

13 番（後藤正幸君） はい。今の説明ですと、私が聞いたのは重篤な傷病はどういう状態を言うのかと聞いたんですけど、また説明の中で医師の診断書で重篤というような説明なんで、その重篤というのがわからないんです。教えてください。私が一般的に判断すると、障害者というのは障害手帳のある人などなんですよね。だから、障害手帳のない人を言っているのだと私は思うんですけど、今言ったように病気によって違うのかどうか、この重篤というのを教えてください。

税務納税課長（平田篤司君） はい、議長。重篤と申しますのは、危篤の手前、危篤ですと、命にかかわる寸前という形になりますけれども、重篤とはそれらの以前で重篤な肝疾患とか、それらに基づく思い病気ということでございます。

13 番（後藤正幸君） はい。これ提案、前もってされていますので私もわからないと言いながらも辞書を引いたり勉強はしてきました。その中に重傷とか重体とか危篤という言葉は類似であって重篤とは言わないと明確に辞書には書いてあるんですけどよね。要するに町民がこれを減免申請するんですから町民にもっとわかりやすい言葉を使ってほしいんですけど、わかりやすい説明というか、これラジオを聞いている人もあるんだと思いますよ。教えてください。

税務納税課長（平田篤司君） はい、議長。この文言につきましては、厚生労働省からの通知があり

まして重篤という患者につきましては重傷な病床として約1か月以上の治療を要すると認められた者が対象ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

13番（後藤正幸君）はい。要するに1か月以上の治療を要すると、こう医者が診断した場合は重篤と言うように判断していいんですね。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。はい、医者が重篤な症状であるという判断をしたときに減免対象になると考えております。

13番（後藤正幸君）はい。付け加えて質問申し上げますと、この重篤というのは1か月以上というように医者が診断した場合、要するに死亡した場合に減免ですからこの税金は払わなくてもいいんですからこの減免は適用にならないんですよ。ですから、1か月という診断をもらったらずぐに役場に来ないとこの条例を適用してもらえないというように思っていますね、間違いないんです、そういうように解釈して。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。これにつきましては、遡及適用になりますので、それが明確であればさかのぼって適用となるということでございます。

13番（後藤正幸君）はい。はい、わかりました。さかのぼっても適用してくれるということですね。

続いて、2ページの一番最後になりますが第7条についてお伺ひします。この委任行為の中でうんと私が不安に思っているのは、この前の危険区域を定めるときも町長に私たちは一任する形でこういった格好で条例を可決しました。そうしたら、町民からかなりお叱りいただいております。それなのにまたもここで条例施行に関し、必要な事項は町長が定めるとありますが、必要な事項というか、どういう状態を指して言うのかを教えてください。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。第7条の委任ですが、これはあくまでもこの条例に基づいて基本的でありまして、あと申請書とかいろいろこまごま等についてそれらの委任として町長が別に定めると、申請書とかこまごまものでございますので、基本的にはこの条例で減免措置に適用するという考えでございます。

13番（後藤正幸君）はい。課長、もう少し優しく教えてほしいんですが、この条例に基づいてするのはわかりますよ、ここに条例に出ているんですが、ただ委任事項になっている部分を私は指して言っているんです。この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めると。必要な事項ね、この施行するに当たって。ですから、どういうときを指して言うのか、もう少し私でもわかるように教えていただきたいんですが。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。これについて第2条第3項等でもありますが、所得の見方とか見積りの額とか、その様式とか、見積りの仕方とか、そういうこまごま中身で指しておりますので、ここに明文化までは至らないものという解釈でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第49号東日本大震災に伴う平成24年度山元町国民健康保険税の減免に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9．議案第50号、日程第10．議案第51号の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。それでは、私から議案第50号と議案第51号についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、議案第50号山元町手数料条例の一部を改正する条例、この説明につきまして、資料として付けておりますNo.2によってご説明申し上げたいと思えます。

条例議案の概要、まず提案理由でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、平成24年7月9日から、外国人住民は住民基本台帳法の適用となり、外国人登録法も同日で廃止となることから、山元町手数料条例の一部を改正するものでございます。

1、改正の内容でございますが、別表の外国人登録に関する証明書の欄を削除する内容でございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第50号について討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第50号山元町手数料条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第51号について討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第51号山元町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時47分 休憩

---

午前11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第11．議案第52号から日程第14．議案第55号の4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第52号から第55号までにつきましてご説明申し上げます。

まず、議案第52号山元町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

配布資料のNo.4をご覧ください。提案理由でございます。議案第50号等で申し上げたのと同じ提案理由となりますが、住民基本台帳等の一部を改正する法律が公布され、平成24年7月9日から外国人住民は、住民基本台帳法の適用となり、外国人登録法も同日で廃止となることから、山元町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、条文中、外国人登録簿に記載のあるものという語句を削除するものでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第52号について討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第52号山元町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。□

---

議長（阿部 均君）これから議案第53号について討論を行います。——討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第53号山元町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第54号について討論を行います。——討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第54号山元町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第55号について討論を行います。——討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第55号出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う宮城県後期高齢者広域連合規約の変更について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第15．議案第56号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい、議長。それでは、議案第56号平成23年度（繰）山元町防災行政無線災害復旧工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

提案理由からご説明申し上げますので裏面をご覧くださいと思います。

本案件は、平成23年度（繰）山元町防災行政無線災害復旧工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するもので提案するものであります。

契約の目的につきましては、記載のとおりでございます。

契約の相手方は、指名競争入札によるものでございます。業者の選定につきましては、山元町契約業者指名委員会の審議を経て選定したものでございます。

契約金額は1億9,215万円、消費税を含むということになっております。

契約の相手方でございますけれども、……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

12番（佐山富崇君）はい。まずもって指名業者と落札率を伺いたいと思います。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。手元に資料を持ち合わせておりませんでした。大変失礼いたしました。大変申しわけございません。指名業者数につきましては7社でございます。落札率でございますけれども97.55パーセントでございます。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。7社、わかりましたが、その業者名を教えてくださいとお話ししたので7社、まず教えてください。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。お答え申し上げます。富士通マーケティング東北支社、株式会社日立国際電気東北支社、沖電機工業（株）北日本支社、日本無線（株）東北支社、（株）富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部、フヨウ電通（株）東北支店、NEC ネットアイ（株）東北支店、以上7社でございます。

12番（佐山富崇君）はい。わかりました。97.55、結構高いですね。

資料でご説明いただきました工事の概要、これちょっと私、理解できないので改めて教えていただきたいんですが、設置場所、数量はわかったと。その次に、備考欄まで読むとちょっとわからなくなるんですよ。例えば数量、No.2の21局、（9局）、現有数は46あってというようなこと、あるいは3の移動系防災無線、つまり車載無線が消防車両に付けるんだという設置場所で21台なんだと。21台というのと備考の現有数が何台で、その辺のところはわからないのでわかりやすくご説明いただきたいと思います。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい、議長。ご質問にお答えする前に一つ訂正をさせていただきたいと思います。先ほど7社の業者名を申し上げましたが、6番目に「フヨウ電通」と申し上げましたが、「扶桑電通」に改めて回答にさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまご質問のありました件でございますけれども、工事の概要の2番目でございますが、現有台数ということで備考欄、仮復旧を含むというふうにしております。被災前につきましては52局の子局を有していたわけですが、16局が流出、倒壊いたしました。そこに10局の仮復旧をしておりますして現有数を46というふうに示させていただいてございます。こちらの整備内容の21局につきましては、流出した16局と、それから流出倒壊まではいかなかったわけですが、その塩水の使った場所ということで4局ほどを新たにしないと恒久的な対応ができないということで21局を設置するものでございます。

また、移動系防災無線ということで車載無線の方でございますが、現有台数、公用車に11台、消防車両に4台というふうなことでございます。この消防車両4台というものにつきましては、被災前には各分団ごとということで6台ございましたが、2台流

出ということで現有台数を4台と表記させていただいております。

整備いたします21台の内訳といたしましては、すべての25班に整備するという考えで21台を設置するという内容でございます。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。大体わかったような、ちょっとこの表の見方がわからないので改めてもう一度お伺いしますが、つまり数量というのは、今回この工事に含まれるということではないんですね。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。そのとおりでございます。

12番（佐山富崇君）はい。それで、今回これを工事してこれが整備されることによって総数がどうなるかということが左の備考でいいんですか。それがわからないんですよ。それを教えてほしいんです。この数量というのは今回の工事に入ると、ここまではわかりました。それで、残ったやつというか、それを含めて結局は何台使えるようになるのかということをお願いいたします。それで理解したいと思っておりますので。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい、議長。それでは、この数量部分を整備した後の総数ということでご回答申し上げたいと思っております。屋外子局につきましては、先ほど申し上げました件に本庁といいますか、ここ本親局に1局設けますことから52局から53局というふうにカウントしております。移動系の車載無線の関係でございますけれども、21台を整備いたしまして総数につきましては36台というふうなことでございます。以上でございます。（「はい、了解」の声あり）

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（菊地八朗君）はい。この間、6月12日の防災訓練において久々にサイレンもなり、この間もまた親のサイレンでサイレン等、屋外放送あったんですけども、この工事に関してこの子局ですか、防災無線、そのチェック体制、例えば共鳴して聞こえなかったとか、そういう問題は震災前からいろんなサイレンが聞こえないとかあったんですけども、この工事の業者に対してチェック機能として1回鳴らしたとか、この間の防災無線、私は箱根の仮設住宅で聞いていましたけれども聞き取れなかったと、一つは共鳴して。音は聞こえますけれども聞き取れなかった。

あと、6月12日の防災訓練のときに消防車のトランシーバーですか、無線、移動系防災無線、これが箱根の消防自動車とこちらがつながらなかった、本部とね。そういう状況は一応チェックとして聞いておられるか、今までの設置に関してほかからこういう声は把握しているかどうか伺います。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい、議長。今般の災害復旧に当たりましては、音波伝搬調査を全般に実施した、その設置箇所というふうなものを特定しているわけでございます。しかしながら、この防災行政無線の機能といいますか、そういうことの一部にどうしても音がかぶってしまうという部分がなかなか解消できないというふうなものも一つございますが、今回の整備の重点として、海岸線に建てる子局については瞬時に、その危険を知らせるというふうな観点にまず第1の主眼を置いて整備を図るというふうな内容で計画を立ててまいりました。

第2点目の6月12日についての無線の訓練でございますが、ご指摘のとおり、この地形上、電波の通信通話というふうなものが行き渡らなかったというふうな部分も確認できております。消防団の中で中継をしてつなぐというふうな訓練を後日、そのように実行してまいるといふふうな計画でおりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

4番（菊地八朗君）はい。まず、1点目の防災無線の方に関しましては、海岸線の防災を主に置いたと言うけども、今、住民は仮設住宅とかこちらにいっぱいいるんですから、やはりそこで例えば防災無線が共鳴して聞こえないというんだったら、それなりの角度とか向きとかをチェックして、その業者にチェックさせないと。そうやってしようがないんだね、共鳴とか角度で聞こえないんでだめだでは防災無線にならないのっしょ。まずそこ1点注意したいのと。

あと、トランシーバーというか、移動式無線、だめなものも把握したら、消防団同士でマニュアル設定で子局を通して、これはいかがなもの。この防災とか、本部とのやりとり、例えば笠野とか、別なところへ一回、回してから通すというマニュアルでできるのか、このトランシーバーの設定が悪いのかとか、その辺はやっぱり防災だよ、危機管理、そこをできるように、だめなものはだったらどうするという、回答としては課長、これをこういうことに聞きましたから各業者に対して角度とか、こういうふうに向きに点検してそういうことのないようにすると言うならばわかる。あとこのトランシーバーはもう一回見直すとか、メーカーに対して何で聞こえないんだと。大体距離数ぐらいは把握して購入していると思うのね。何ぼから何ぼまで行くと。これは選定ミスだったら選定ミスなりにもう一回やり直すべきだし、その回答をお願いします。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい、議長。屋外子局の重複する関係でございますけれども、音達レベルの調査を設計の方に盛り込んでおり実施する方向でございますので、議員ご指摘のあった内容につきましては、用いるフォン、ストレートフォンとかトランペットフォンとかというふうなものでも音達レベルも変わりますし、また設置する角度というふうなものを現場に置いて調整しながら図ってまいりたいというふうな考えを持つものでございます。

また、無線の関係でございますけれども、無線機につきましては、先ほどお話しした中でありましたように、現場で広範囲にわたる使用というものは今回初めてであったというふうなこともありまして、それも所期の目的といいますか、確認をする一時でございました。ただいまのご意見を十分に受け止めて今後の運用、またその確認というふうなものを図ってまいりたいというふうにご考慮のほどでございます。よろしくお願いたします。

4番（菊地八朗君）はい。やっぱり本当に重要な防災機能なんですから早急に業者、落札したところに一日も早くチェックして大丈夫だなと、そういうものをして一日も早くやっていただくようお願いして終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい。まず1点だけお聞きします。今回震災で壊滅的に壊れたりいろんな点の反省に立った復旧の仕方をしていると思うんですが、前回うちというか、山元町の防災無線の最大の欠点というか、機能しなかったというのは浜通りの防災無線が、理由はわからないんですが、原因不明で機能しなかった防災無線が多々あったということが判明しているんですが、そこら辺のなぜ聞こえなかったという形のまず原因究明というか、そこら辺を踏まえて今回の防災無線の方の復旧の形をとっているのかどうか、まずその1点、お聞きしたいと思います。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい、議長。お答え申し上げます。昨年の有事の際の確認でございますが、発信する親局、こちらが旧庁舎の望楼の方にアンカーボルトで固定されておった

というものが外れて倒れたと。そこについての配線は遮断されず電波につきましては受電できていた状況にあり、それが各子局の方に伝わるまでどのような形で聞こえた、聞こえないという話がありまして、その確たる原因確認までには至っておりません。

ただ、その教訓といたしまして、今回設備いたします親局に関しましては、単独柱で建物に共鳴することなく単独柱でもってそういった大きな震災といえますか、そういったものにも耐えられるよう配慮して設備を図っていくというふうな考えでございます。以上でございます。

7番（齋藤慶治君）はい。前回の反省、例えば当山元町においては、全地域で防災無線が働いていたら、正直言って今の死亡者数が半分なり、2分の1なり、3分の1で済んだと私は思っているんです。いろんな意味の油断とかいろいろあったんですが、浜通り含めて防災無線が機能しなかったということが一番の原因だと思いますので、個々の形は別にしてこれから宮城県沖含めて30年周期で震度5、6の地震は定期的にかかるということをお前提にすれば、やはり災害に強い防災無線という表現の仕方をしていいかわかりませんが、そこら辺の原因究明、基本的に情報伝達が二重三重の災害があっても確保できるというような視点からこういう災害防災無線の普及を、そういう設計の中で再構築したいと思います。今回の契約の内容、設備の内容、多分現時点では最大限のいろんな観点から考慮したと思うんですが、私は今後のまだいろんな点、見直し点があると思えば、二重三重の災害があっても基本的な情報伝達ができるということだけ再度、今回の契約の内容を含めて確認してほしいというのが1点です。

あともう1点だけ、公共事業、私ども長く坂元中学校避難所において連絡系統がなかなかとれないというのがありました。それには、やはり電源の喪失、停電というのがあるって長い間、本部との連絡がつかないという形になって、今回、その反省の中でいろいろ公共施設に移動系防災無線等が入っておりますが、そこら辺の施設、だれでも簡単に使える施設、防災無線というか、本部との連絡が、そういう施設というのも必要だと思うんですね。普通はボタンを押せばつながるんだろうけど、そういう点でも電源の確保と操作性ということも十分考慮した無線になっているのかどうかだけお聞きしたいと思います。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい、議長。お答え申し上げます。まず、第1点目につきましては、現時点で各災害をこうむってしまった自治体等の情報等も含めて今現状での機能を持つものをというふうなことで整備を図ってまいります。かつ施工段階においてもさらなるチェック体制を高めて施工管理の方も欠けておりますので、そちらの方でよりよい整備を図ってまいるというふうな考えを持つものでございます。

第2点目の避難所に対するというふうなことでございますが、避難所につきまして消防団と同じような無線を準備し、直接的に先ほど申しましたように地形の関係上、残念ながら入らない場合も想定されますけれども、簡易に使えるというふうなものも一つの一方で求められるものでございますから、そのようなものは中継というふうなことをとらざるを得ない部分もございまして、現段階では最善のものを配備していくというふうな考えでおります。以上でございます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい。1点だけ。親局の設備なんですけれども、これで仮庁舎南側プレハブ等に一式更新することなんですけれども、災害があっても、例えばこの親機が故障

したと。そうすると、防災無線の意味が果さない。であれば、これ一式だけでなく、仮にですよ、これが壊れても別に発信できるような方策、対策はとっていたのか、それをちょっと伺います。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。ただいまのご質問にお答えします。今回の教訓を生かしましてただいまご指摘のあった件につきましては、バックアップ機能として、物としては小さなものになりますが機能としては同等のものでバックアップをとれるような整備を図るものでございます。以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい。再度確認しますけれども、そうすると、この一式のほかにもう 1 台あると。そうなったら、災害が起きたときには必ず防災無線が流れると、そのように解釈していいわけですね。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。はい、そのとおりでございます。また、あと補足になりますけれども、非常用電源といたしますか、バッテリーにつきましてもさらなる今度、バックアップをとるというふうな付加価値をつけております。以上でございます。

3 番（渡邊 計君）はい。防災無線の絡みでハウリングというか、片方スピーカーがダブって聞こえないケースですね。何を言っているかわからないというケースですね。そういうケースを防ぐといたしますか、それに関して各家庭に各戸別にこれまでは農協さんの方でやっていたと思うんですが、それで戸別に対応する受信機を設置する気持ちはありませんか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。今のご質問は防災無線、屋外だけではなかなか情報の共有化、伝達が不十分なので戸別世帯ごとにしっかりと情報が共有できるようにという趣旨のお尋ねと。私どもとしても多様な情報の伝達、共有の手段をいろいろ検討しているところでございますので、これは費用の問題もございませけれどもいろんな形での伝達手段なり、情報共有手段を今後、継続して検討はしていきたいと思っております。

3 番（渡邊 計君）はい。これからの検討課題だということになりますけれども、きのう、地震が震度 3 ですか、それでもあれは互理の方からの無線でしょうか、防災無線。えらくゆっくりで逆に聞き取れなかったと。それで、やっぱり外で雨が降る、雪、そういうときに外に出て防災無線を聞くということはなかなか困難なものですから、ぜひともそれは考えていただいて、必要な家庭には、これまでもそうだったんですけれども、自費である程度、賄ってもしようがないんじゃないかと。あくまでも町だけに依頼するのはどうかと、そんな考えを持っています。よろしくご検討をいただきたいと思います。答えはいいです、回答はよろしいです。

ちょっと戻りますけれども、先ほどの入札の件でちょっとだけお尋ねします。入札月日はいつだったのでしょうか。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。ただいまのご質問の入札月日につきましては、24年6月6日でございます。以上でございます。

3 番（渡邊 計君）はい。6月6日の入札、わかりました。この場合、入札予定価格の事前公表というのはあったのでしょうか、お尋ねします。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。入札の予定価格については公表対象事業となっております。以上です。

3 番（渡邊 計君）はい。これまでの町の事前公表があった場合、工事に関しては、先ほど佐山議員の方から 97.5 パーセントの落札率というのはちょっとなど。これまでですと、

80何パーセントかであってたんじゃなかったかなと思ったものですから、その点、ちょっとお尋ねしたかったんです。以上です。（「回答要らないの」の声あり）回答要りません。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。工事概要のNo.2ですね、モーターサイレンを備えたもの9局、21局の中の9局、これは当然非常事態、津波襲来の際にサイレンを鳴らす装置かと思えますけれども、その辺の操作法、ということは、従来の防災無線ですと、各行政区ごとに子局ありましたよね。いわゆる行政区ごとに緊急の連絡事項をする場合、例えば区長さんがマイクを持ってしゃべったと、そういう設備じゃなく、もう自動的に親局の方で流れる装置になっているかと思えますけれども、その辺の確認をお願いします。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい。ただいまご質問の件でございますけれども、現在も災害対策本部設置というふうになれば、瞬時に一括吹鳴ということでなっておりますし、今後配備するものにつきましては、さらにモーターサイレンといったアナログとはまた違った形での強力な吹鳴の響く距離、広範囲にわたるものを整備するものでございます。

8番（佐藤智之君）はい。いわゆるデジタル方式ということでよろしいんですか。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい、議長。そのとおりでございます。

8番（佐藤智之君）はい。それと、今後、工事を進める場合、去年のあの震災に十分耐え得る工事をやるべきだと。先ほどの方法の中で、流出あるいは倒壊が何件かあったようでございますけれどもその辺の工事についても業者にしっかり申し入れすべきだと思いますけれども、いかがですか。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい、議長。議員ご指摘の内容につきまして、十分にその苦い経験を踏まえて徹底した設計、それから非常用電源の高さを高めるといったようなことを盛り込んだ内容で整備を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第56号平成23年度（繰）山元町防災行政無線災害復旧工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午前11時44分 休憩

---

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第16．議案第57号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。

平成24年度山元町一般会計補正予算（第2号）でございます。

補正の規模でございますが、歳入歳出予算の総額に71億6,698万2,000円を追加いたしまして、予算の総額をそれぞれ479億6,359万8,000円とする補正内容となっております。それに合わせまして債務負担行為の追加を行っております。おめくりいただきまして、歳出の方からご説明させていただきます。

10ページをおめくりいただきたいと思っております。

第2款総務費第1項総務管理費でございます。5目財産管理費でございますが、25節の積立金を76億5,000万円ほど積み立てております。こちらの内容につきましては、震災復興基金の予算積立約40億円、これはイチゴ団地整備事業の交付決定がございましたことからこちらを積み立ててございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい。10ページの社会福祉復興推進費関係で13節の委託費、これの今回計上されている540万円、太陽光のシステムの設置実施計画、これの施行業務管理委託料と、あと15節の関係の3,000円と96万円、これについて先ほどのお話だと、老人とあれと、知楽荘かな、これ二つのところに太陽光をつくると、そういう予算という説明があったんですけども、国からの予算ですのであれですけども、実際に知楽荘なり老人憩の家、電気、どのくらい年間がかかっているのかということが一つ。

あと、電力の節減についてどういう年間の見込みがあるのか、その2点についてまずお伺いしたいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。資料を持ちあわせておりませんので、お時間をいただきたいと思っております。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は1時50分といたします。

午後1時45分 休憩

---

午後1時50分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま資料の準備中でございますが、なかなか準備が整わないということで時間が欲しいということでございますので、暫時休憩といたします。再開は2時といたします。

午後1時50分 休憩

---

午後2時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。時間をちょうだいしまして、大変ありがとうございます。

従前の電気料と設置後の電気料の対比というふうなご質問ということでございますけれども、まず、憩の家の方からでございます。従前といいますと、憩の家として使っている従前というものと、今現在、保育所と使っているというもので当然違って来るわけでございますけれども、本来の憩の家として使っていたときにつきましては年間の電気料で12万円程度であったというふうなことです。それから現在、南保育所として活用しているわけでございますけれども、これは推計というふうなことでまいりますが年額にしますと40数万円ぐらいの額になってくるのかなというふうに推計されます。

それから、デイ・サービス知楽荘につきましては、指定管理者の方に出しているわけですがそちらからの報告によりますと、22年度の数字ということになるんですがおおむね22万円から24万円の額であると推計されております。

こちらのシステムを備えた場合というふうなものなんですが、発電量につきましては9.6キロワットというんですが、そのような単位になってくるわけですがそれでもそれで質力が3.7キロということだそうです。おおよそ一般家庭についているものよりもちょっとよろしいかなというふうなレベルということでございます。これにあわせて蓄電器なんかも備えるわけでございますが、通常日光の出ている分につきましては相当量、電気料の節減というものを図られるかなと思われませんが、これにつきましてはやはり天候によってくるというものでございます。今般の設置につきましては、クリーンエネルギーという部分に主眼を置いて設置したというふうなことが重点でございます。なお非常時の際、避難所等に活用した場合につきましては、このシステムであれば、天気さえよければ数日間、蓄電器と合わせて数日間、確保できるというふうな電気量というふうなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。どのくらい1年間使うとか、節減効果ぐらいは前段で担当課として補正予算計上する上ではきちっとやはり調べておく必要があると思うので、その辺は最初にお話ししておきます。

あと、今の答弁で太陽光発電システムの目的、それで若干触れられましたけれども、今言ったクリーンエネルギーの利用、太陽光の利用、そういった形の考え方だけなのかどうか、まず。

あと、今お話の中で出てきた9.6キロアワー、これは先ほどお話ししたように年間でどのくらいの節減効果につながっていくのか、実質クリーンエネルギーを利用するというのは地球全体の環境をよくするという一つの考え方の中では必要であるとは思いますが、ただ、実際にそれだけの部分だけではないと思うんですよ。やはり節減効果もきちっと兼ね備えた中で太陽光の利用、これから考えていくということが望ましいと思うんですよ。それで、年間どのくらいの節減効果になるのか。今、前段でお話ししたように、憩の家で12万円、そして40万円ということですから、あと知楽荘で24万円、それに付随してどのくらいの節減効果になるのか、その辺、お尋ねしたいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。節減効果につきましては、今の段階では推計がなかなか難しいと思います。やはり施設の方も、先ほど言いましたように、これまでの使い方と今現在使っている状況なんかも違うというふうなことなんかもございますし、やはり何とない

まして天候等に左右される部分がございますので、今のところ、その辺の資料につきましてはちょっと推計ができていないということになります。

10番（岩佐 隆君）はい。天候に左右されるのはわかるんですよ。ただ、メーカーである程度、どのくらいの容量である程度、太陽のエネルギーを蓄積しながら、例えば電力にしてどのくらいで、あと実際に今の電力の値段から合わせてどのくらいになるという試算は出ると思うんですよ。ただやみくもに国からの事業で太陽光を利用する、そういった方向があるから補助事業だからやるんだということだけでは私ほうまくないと思うんで、それがきちっと予算計上の中でお出ししていただかないと、そういう形でどのくらいで、結局年間どのくらいの節減なるかというのは出ていないんですか、調べられないの。それをお答えとしていただきたいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。電気料の推計等につきましては、時間をいただければ、それは可能かというふうなことではございます。ただ、第1点目の回答の際に申し上げましたけれども、クリーンエネルギーの部分というところの導入の考え方と、もう一つ、施設の活用につきましては、老人憩の家もデイ・サービスセンターも福祉避難所として十分に震災当時に活用されたという部分がございますので、やはり非常時の際の備えという意味合いも踏まえているというふうなことをご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。それとこれと別でないの。非常用の備えという形になれば、例えば今言うように、太陽が照らないときに非常の備えになるの、蓄電しても。どのくらいの電力を蓄えられるのがわからなくて非常の備えになるんですか。ですから、きちっと設置する中で能力なり、あるいは効果、きちっと考えながら補正予算の提案をすべきだと思うんですよ。そういうことできちっと調べてください。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。時間をちょうだいして計算の方をさせていただくことになります。

議長（阿部 均君）今から計算するの。何ぼくらいかかりますか。

それでは、暫時休憩といたします。再開は2時20分といたします。

午後2時09分 休憩

---

午後2時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。発電量につきましては、年間で3,842キロワットほど発電できるというふうなカタログデータになっております。これに電気料の単価、それを仮に25円でしょうか、その単価を掛けますと約10万円ほどの節電になるのかなというふうに計算できるかと思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。今、3,842キロワット、これについて課長の方から説明ありましたがけれども、実際に先ほどお話ししたように、老人憩の家と知楽荘、これについて具体的にどういう設置の仕方をして、あと今、お話しした3,842キロワット、これがどういう形の電気の蓄積というか、そういったワットになっていくのか、単純に半分にしていいのか。

そして、全体で10万円という形の効果なんですけれども、基本的に私なんか考えるのは、やはり事業をやる上で効果の検証をして、そして事業でどういう形でやれば効

果があるのか。そして、考えながらやるという形、幾ら国の補助である、補助金が出るといって国の補助金はいくらでも国民の皆さんの税金なので、税金の考え方、ただ国からもらえるからいいんだという形では私はうまくないと思うんで、その辺、十分な検証しながら試算をして事業を起こすと。それが私は大切だと思うんですよ。そのことがこれから町の事業、メガソーラー事業とか、町長が打ち出している大きな太陽光の蓄積パネルとか、いろいろそういった事業につながっていくと思うんですよ。まして仮設住宅とか、あるいはこれから民間の住宅につけると、そういう形で考えたときに、町で事業を起こすときにどのくらいの採算性があったり、あるいは事業効果につながっていくのか、その辺をきちっと出しながら議会に対して提案をしたり、丁寧に説明すると、そういった部分がなくてはだめだと思うんですよ。きちっと今お話しした点について答弁いただきたいと思います。

議長（阿部 均君）町の太陽光に対する方向性でございますので、町長齋藤俊夫君。（「前段で10万円と知楽荘と老人憩の家の設置の仕方とあと……」の声あり）前の知楽荘と老人憩の家の部分について、保健福祉課長渡邊隆弘君。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。よく熟慮の上、よく検討させていただきまして、導入に当たりましては対応を図っていきたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）今後の太陽光の発電の町の方向性について町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい。前段の担当課長からお答えした分についても若干一般論で補足させていただきますけれども、大体4人家族で3キロワットの太陽光発電を付けますと、今、42円と24円の関係で言われていますのは、年間約10万円程度の売電効果はあって、10年ほどで大体回収できるというのが一般的な見方でございます。いずれ担当課長から申し上げましたとおり、具体の施設の設備投資容量、効率、その辺を勘案した中で改めて試算をしながらお示しをしてみたいというふうに思います。

それから、今後の関係につきましては、議員ご指摘のとおり、町全体として大きなクリーン事業に取り組むというふうなことです。それはそれなりに今のご指摘も踏まえた形で、一定の試算をしながら前後関係をきっちりお示ししながら大きな事業に取り組んでみたいというふうに思いますので、どうぞご理解いただきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。前段の課長の答弁が全然わからないと。先ほど答弁、課長からあったのは3,842円、これ25円で10万円程度の節減になるということですが、これ、先ほどお話ししたように、憩の家と知楽荘、どういう形の太陽光パネルの設置の仕方をしてどういう形で全体の電力の今お話しした3,842という、そういった全体の太陽光で蓄積した電力になっていくのかどうか、どういう方、1基ずつつけるのか、あるいは2基ずつつけるのか、金額的に3,000万円なんで、あと今、具体的な話として出ていますよね。それをどういう形の設置の仕方をして、例えば老人憩の家でどのくらいになって、あと知楽荘でどのくらいになって、そこで具体的にどのくらい電力の節減につながっていくのかというお話をさっきからしていたわけですが、細かく言わないとわからないのでそこまで細かく報告しないと、わかりますか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。お答え申し上げます。設置につきましては老人憩の家と知楽荘に同じ機械を2台設置するというふうな形になります。屋根の方に太陽光パネルを設置し、それから先ほどから申しましたように蓄電装置、そちらの方を備えるという

ふうに考えております。先ほど申しました経費等の節減等についてもそれぞれの1台ごとの機械の節電量と申しますか、そういったものになります。それぞれ10万円程度ずつは節減が図られるのかなというふうに推測しております。

10番（岩佐 隆君）はい。先ほど説明した3,842というのは1台の太陽光の関係のお話なのか、それで10万円という形、1台のという形なんでしょうけれども、そうすると、例えば10万円ずつしか電気の関係で太陽光のクリーンエネルギーのやつが10万円の節減効果しかない。10万円の節減効果なのか、それとも10万円分しかないということなのか、それちょっとお聞きします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。10万円につきましては節減できる分、節減効果というふうなことをございます、1台当たりの節減効果というふうなことをございます。

10番（岩佐 隆君）はい。話、聞けば聞くほどわからないな。10万円、先ほど言った憩の家と知楽荘、例えば知楽荘であれば24万円という電気代がかかると先ほどの説明であったんですね。あと、憩の家であれば、憩の家として12万円、あと子供たちが保育所分で40万円、これの中で10万円ずつの節減効果という形でとらえていいのか、10万円しか今回、太陽光を使っても電気つくれないと、節減効果なんで、全体で例えば24万円あって14万円、電気つくるから10万円の節減効果みたいな形のお話なのか、具体的には本当に細かい話で申しわけないんだけど実際にはそんなに節減効果はないということですよ。3,500万円の経費かけて実際には20万円、そういうとらえ方でいいのかどうか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。節減効果等につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。例えば現在の保育所、先ほど年額42万円ほどの電気料がかかるというふうに申し上げました。節減効果で10万円ですのでそれが年額で32万円程度におさまるというふうな形になってまいります。

10番（岩佐 隆君）はい。年額でという、10万円ずつだから、今、年額でと課長、お話ししたんですけども、年額で30万円、違う、両方合わせたら20万円にしかないということなんでしょう。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。繰り返しになりますけれども、保育所の例をとりましてお話を申し上げたところです。保育所、現在のところ、約年額で42万円の電気料が推計されておりますので、そちらから節減効果となります10万円を差し引きますと、予想されます電気料が32万円というふうな形におさまってくるというふうなお話でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。大分時間かかったんですけどもわかりました。ただ、今お話ししたように、今回の社会福祉推進費の中で今いろいろ細かく聞いた中で委託費の関係、また工事費の関係で一応3,500万円ほど今回太陽光パネル設置なり、あるいはシステムの設置の実設計委託料、そういう形で3,500万円、年間10万円ずつで20万円、そういう形で今回補正するわけですけども、ただ非常に今お話を聞くと、太陽光パネルそのものが効率的に悪いものだなと。クリーンエネルギーということを考えれば、どうなのかという部分はあるにしても、先ほどお話ししたように、やはり太陽光のメガソーラーなり、これから家庭用のクリーンエネルギーの対応の中での設置、あるいは仮設住宅の設置、どこまで今、執行部の方でお考えになっているかわからないんですけども、やはり国の事業であるという部分で、先ほど申しましたように、補助事業受けるからいいということも一つだし、ただ、有効にクリーンエネルギーを利用するという部分

では、やはり節減効果も含めながらクリーンエネルギーの対応を考えていくべきだと思うんですけども、その点についてだけ町長にもう一回お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、言われていますのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、今設定されている条件、売電の単価、あるいは今の一般的な我々が支払っている電力の料金、この辺の関係で、言うなれば3キロワットでいくと年間10万円前後の売電効果がありますよと、まずこれを基本に据えていただきたいと思うんですね。それを前提にしてあとは施設ごとに容量が、今、いろいろ担当課の方にお尋ねのあった施設ごとに容量が違うということになると、それは10万円が12万円なり15万円というふうな3キロ平均としたところからの前後関係での効果の幅が出てくるんだろうというふうに思いますけれども、そういうふうな中でおおむね10年で投資効果、投資したものを回収できるというふうな試算が一般的に今言われているということでございますので、そういうふうなことを基本に我々もこれから町として取り組むもろもろのクリーンエネルギー、太陽光発電の採算というものをその事業ごとにしっかりと押さえながらやっていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。今、町長の後段の部分については理解できます。ただ、前段の部分で今数字をお話ししましたけれども、10年で採算がとれるような形でというお話だったんですけども、今回の事業に関しては、20万円の部分で例えば10年だって200万円ですよ。それで3,500万円投資すると。今回はあくまでも国の全額補助ということなんでその部分について採算どうのこうのというお話をどこまですればいいのかという部分はあるんですけども、ただ実際に町長がおっしゃったような形ではないと思うんですよ。補助が90パーセント、100パーセント出ると、一般家庭、あるいはこれからメガソーラー、復興交付金事業でやるという形で進む上でも、その辺、私は十分考える必要があると思うんで、採算性の問題なり、これからのクリーンエネルギー導入の事業について今回補正予算で出したんでお話ししているだけですけども、その辺は具体的にきちっと精査しながら皆さんにきちっとお話をしていくという部分が私は必要だと思うんですよ。それをきちっと資料を調べていただきながら、やはり町民に理解してもらうような形の考え方なり、あるいは議会に説明できる形でぜひ説明をお願いしたいと思います。それで今の件についてはいいです。

あと次ですけども、次の11ページ、農林水産業費、これについて先ほど課長の説明で9目ですけども農水産物の直売所の基本構想設計委託料、これについて実際に全体の構想の中でどういう方でいくのかというお話をまず前段で基本的な考えとしてお伺いできればと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。農水産物等直売所ほか施設についてのお尋ねでございます。施設といたしましては、直売所機能を一つはメインにしながら6次産業化を図っていくということを踏まえて加工するスペース、それから研修スペース、それからあと笠野地区にあった田園空間の博物館笠野学堂が流出しているということなものですから、その代替えとしての総合案内所機能という機能を持たせた施設ということで今全体の整備を考えてございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。結構面積的にもそうですし、あと事業費も結構今のお話を聞くとかかると思うんですけども、利用については、具体的にどういう形で利用促進するような形で考えているのかと、あと農産物直売所の基本構想、今、お話ししたような形の中で

具体的に何点か構想の策定に当たっての基本的な部分の考え方があると思うんですね。その辺についてお聞かせいただければと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。これは復興計画の中にある交流拠点施設というふうな性格も当然持つものでございまして、今申し上げた加工、それから研修、それから総合案内所機能を併設した農産物だけではなくて水産物も含めた直売所機能ということで考えています。今、農業といたしましては、大きい復興の考え方の中で施設園芸、それから水田農業という二つの農業の柱がございまして、それを復興前の規模まで復旧・復興させるというような計画を持っていますので、そこで算出されたものをこの直売所で販売するというのと、さらに、食品の6次化という生産だけではなくて加工して販売するというようなところまで踏み込んで利用促進を図って、山元町の交流拠点としてでもありますし、また農業の基幹施設としても位置づけて利用促進してまいりたいという考え方を持っております。

10番（岩佐 隆君）はい。重点プロジェクトの4番目の笑顔が似合うにぎわい創出のプロジェクト、これの中での復興事業、そういうお話でしたけれども、復興期と最盛期ということで8年間のうちで事業全体で前倒ししてやるという部分で、どのくらいの年数の中で全体の直売所を含めた、今6次産業化の進めを考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。具体的にまだ数字的なところは詰めておりません。今回予算計上しておりますけれども、基本構想策定していくと。その中で復興を見据えた、今申し上げた機能の利用計画、それから施設の配置、それから出来上がったものを施設管理、そしてあとこれ自体を規模的には今、山元町で今まで持っていた夢いちごの郷の規模よりも大分大きくなるものを想定しておりますけれども、経営計画、そういったものをこの基本構想の中で固めて、そして具体的な実施設計の方に移ってまいりたいというふうに今、考えております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。あとの部分で調査と測量業務委託料とか、あと農産物直売所施設の設計業務委託料、そうすると、ある程度の用地選定、私も何回か特別委員会の中では具体的に場所とかの問題では説明なかったと思うんです。その辺については具体的にどういう形の場所で考えているとか、あと実際にそれをもとにした業務委託を考えているということのつながり的な部分はあるのかどうか。

あと、前段のお話で全体の先ほどプロジェクト事業の中でのお話で、具体的には8年の中で半分以上経ているんで5年くらいで、あるいは6年くらいで見るのかなと思うんですよね、この重点プロジェクトの数字から見ると。そこで、きちっとやるべきだと思うんですけれども、2点についてお願いしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。場所のお尋ねですけれども、一応計画上は国道沿いと、当然交通量が見込めるところということで考えておりますけれども、具体的な場所については、これから基本構想を練る中で選定してまいりたいというふうに考えております。それに沿って基本構想、それから場所的なところを見定めつつも、施設の本体自体のある程度、今申し上げた機能を確保するための実施設計、建物設計、それから土地自体も必要になってきますのでその土地の地質調査なり、面的な測量という調査費も今回見込んでおります。そういったことでその機能にふさわしく、また経営的にも成り立つような場所を選定しながらやっていくということで、今回については基本構想から実施設計まで委託

費を計上してございます。

あと今後のスケジュール、工程的なお話ですけれども、今回工事費の方まで、あるいは用地費の方まで見込んで国の方に要望を上げたいと思っておりましたが、まず計画構想が固まってというようなことで今回については予算計上している段階ではあります。ただ、このスケジュールには合わせて、そして農業の6次化の補助事業の具体的な民間での動きというのもありますし、それから農産物のイチゴ団地の建設ということでの果実が出てくるスケジュールというのもございますので、そういったところも当然にらみながらそのスケジュールに合わせて整備していきたいというふうに考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今、くしくも課長おっしゃったように、イチゴ団地の整備、これは24、25、26までですけれども24、25で前倒ししてやりたいという方向で執行部の方でも進んでいると思うんですよね。それが直売所の関係、例えば5年とか6年という計画の中で推移すると、せっかくイチゴを復興事業でつくってそれが直売所とかで売れない、あるいは直売所に来た人たちに知ってもらえない部分が出てくると思うんですよ。ですから、やはり並行するような形で事業を進めていくというのが私は一番いいのかなと思うので、今、重点プロジェクトの中では5年から6年、そういった形ですけれども、ただ復興事業のイチゴ団地の整備の中では具体的にもう24、25でやろうと、あるいは25年度までやろうという話になっているので、ぜひそういったことも念頭に置きながら事業を進めるようにしていかなければなと思うんですよ。そういった形の中で今出てきているように、構想と用地を国道沿いに選定しながらの測量のそういった委託料も出てきているのかなと思うんですけれども、その辺の兼ね合いもあるのかどうか。あと具体的にイチゴ団地とこれから直売所の販売の関係、やはりつなげていく必要があると思うんですけれども、その辺については町長の方から。

町長（齋藤俊夫君）はい。復興計画の中でいろいろ計画しておるわけですが、基本的にはぜひ計画どおりにイチゴ団地、それから産直施設なりそれぞれ大きな関係、関連を持っている事業でございますので、その辺は事前対として効果的な形で整備が進められるよう、これは十分留意していきたいと考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。次に、13ページの都市計画推進費の関係で19節の負担金補助及び交付金7,000万円の部分で宅地かさ上げ助成金と宅地復興工事助成金、これ、予算的には何件くらいを想定しながら今回予算計上しているのか、まず初めにお聞きしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまご質問いただきました宅地かさ上げ助成金でございますが、2種区域の中で20件ほど、3種区域の中で40件ほど計画で見込んでおります。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。かさ上げのやつが助成金が20件で、あと普及工事助成金が大体40件という形でいいのか、反対なの、逆なの、その辺。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。失礼いたしました。2点ご説明申し上げるべきところ、1点だけでした。宅地かさ上げ助成金につきましては、2種区域で20件と3種区域で40件ほど見込んでおり、復旧工事助成金につきましては30件ほど見込んでおります。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。この補正の計数については、今までアンケートなり、あるいは実際に面談の結果なり、あるいは具体的な要望等も含めての数字なのかどうか。まずそれをお

願いたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまのご質問でございますが、これまでの町民の皆様からのご意見等、それから現地での調査、それらを踏まえての数値としております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今の話だと、町民の皆さんからの要望という、面談の関係のお話なのか、アンケートの関係のお話なのか、ただ要望されたから予算計上したということなのか、町民から具体的にまちづくり課に来て要望したということで予算計上しているのか、ちょっと予算の今お話しした部分で実際に具体的な積み上げの中での件数、これについては、あくまでも個別面談の結果という形でとらえていいのかな、それとも別な形で何かあるのかな、予測も含めて。お尋ねします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。かさ上げ助成金につきましては2種区域及び3種区域等で浸水深2メートル以下で全壊被害とならない範囲での調査を行った形での見込み数、それから助成金につきましては、対象区域内での種別に該当する範囲での見込み数ということでございます。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。若干補足して説明させていただきます。

住宅のかさ上げ支援につきましては、個別面談の結果で現地に残りたいと言っておられる方々のおおむねの件数を反映させた形で数字を計上させていただいているというところでございます。

それから、太陽ニュータウンなどの宅地復旧工事につきましては、現地に行った説明会等を踏まえまして実際に宅地被災を受けていると思われる方々の宅地戸数をおおむねの数値を計上させていただいて予算措置させていただいているということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、今、まちづくり課長と復興課長の説明だと、宅地かさ上げ助成金については面談である程度の要望なので、多分数字的には間違いない数字ではないかと思うんですね。

ただ、下の部分で今、後段の震災復興推進課長から話しあった、あくまでも太陽ニュータウンの部分の復旧の工事の助成の関係、それは全体を見ながら一応大まかに予算措置をしたという形で考えて見ると、ふえる要素はあるのかどうか、あるいは実際にこれからふえたときの予算計上を同じような形で補正で考えていくのかどうか、具体的に本当は地域的な部分でどういう形で考えているのか、本当は行政として町民にきちっとお知らせしながら事業の中身なり、あるいはこれから事業に取り組む趣旨等を理解してもらいながらきちっと説明をして、本来予算計上して全体の総額の補正の中身つくっていけば、何回も補正ということもないとは思うんですけども、その辺についてどういうお考えで計上なさったのかお聞きしたいと思います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。現在、具体的には30戸100万円というので、100万円というのはあくまでも上限の金額というふうに設定させていただいております。申請が上がってきた中にはマックスの100万円がすべてがすべてということじゃない部分もあるように思っております。ですので、そういった申請が上がってきた際にそういった額の精査を再度改めてさせていただきまして、場合によって箇所数が多くて3,000万円を若干上回るというようなことがあった場合につきましては、再度補正予算の措置などをさせていただくというようなことで、その時点で再度、予算についての精査はさせていただきたいというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。対象者がもしあれば広く考えていくという形でいいですね。

あと財源の関係で、これは復興基金を使って今回7,000万円計上したということですが、この復興基金の部分で使い勝手のいい、そういった財源という形ではあるんですけども、十分な財源措置の中で今回復興基金を使うと。あと復興基金で実際に手当てするような形で考えるとどのくらいの財源が残るような形になるのか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。現在のところ、町が指定する住宅団地への150万円の支援ですね。それから、住宅かさ上げの支援、マックスが150万円といった3種、2種といった危険区域でのかさ上げの支援、それから先ほど申しました宅地復旧の支援と、こういったところを概算、それから聞き取りの調査と今言ったような概算の数値でもって積み上げております。今、町の方に来ています復興基金の金額が8億強という金額でございますけれども、今現段階での試算結果としまして7億円強ほど支援策の方で予算が充当されるのではないかとというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。16ページ、災害復旧費の関係で町有財産の災害復旧費の関係、これは太陽ニュータウンののり面工事ということでございます。2,800万円、これはどこの場所なのか、まずお話を伺いたしたいと思います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。場所でございますが、6号線を役場を過ぎましてローソンの入ったところでございます。その坂を登って最初のヘアピンカーブといいますか、カーブの行ったところの正面ののり面ということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。ここの箇所については若干変わっているのかどうかかわからないですけども何回も災害で崩れて、そして復旧工事を何回もやったところなんですよね、今回だけでなく、前回だけでなくその前から。ですから、工法的な部分でのそういった状況での災害、災害で認められているんだから自然災害の中でという形ではあると思うんですけども、何回も復旧しても災害になる、復旧しても災害になるということなんですよね。その辺の考え方というか、何でそういうふうになるんだということが基本にまずないと、復旧のそういった大きな工事ができないんじゃないかと思うんですよ。その辺、まずお尋ねしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。太陽ニュータウンののり面に係る災害復旧につきましては、これまでも数度、災害復旧工事で築堤してきた経緯があります。そののり面の箇所によりまして土質状況も多少異なっているということから、適正な工法により地滑りを起こさないような抑止杭とか、あるいはこれまでのブロック等の積み上げた断面で復旧してきておりますが、こちらの場所につきましては、今後、もう少し調査を重ねまして復旧断面を確定していきたいと考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。今回で何回目ですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ここに提案しております箇所につきましては、ヘアピンカーブの一番南側の突き当たりの斜面でございますので、これまでの崩落した箇所と重複はいたしておりません。

10番（岩佐 隆君）はい。違っていると、重複はしていないと。ただ、あの辺全体一帯の中だという形ではとらえられると思うので、非常に災害を受けやすい地域なり、場所だと、そういうとらえ方でいいのかどうか。

それと、あと一般財源の2,800万円で今回工事をするという形ですけども、結構工事とすれば少ない額なんですよね。それで、抜本的な今回の復旧工事につながって

いくのかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

あと、財源の内訳で一般財源という形になっていますけれども、これから復旧・復興財源で組みかえ措置的な部分があるのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいま計画しております断面につきましては、先端ののり面の滑りを止める工法でのり面の再復旧を計画してございます。

予算につきましては、今回一般財源での措置とさせていただきます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。済みません。財源につきましてはここに一般財源となっておりますが、いわゆる災害復旧事業は裏でございましてので震災復興特交が充てられるという状況でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。多分そうではないかと思ったんです。まちづくりの課長、一般財源という話だったのでちょっとおかしいなと思ったんですけど、また今お話の中で2, 800万円の工事で先端の部分だけだというお話なんですけれども、先端の部分の工事だけでのり面全体の今回の復旧工事を考えていくことができるのかどうか。全体の工事の考え方で考えるということなのか。それとも断面の先端の部分だけなのか。そして、随時、これから災害復旧の関係の事業費を投入しながら復旧工事をやっていくということなのかどうか、その辺お尋ねしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。この復旧箇所断面につきましては、のり面の一部が崩落しており、その先端部等をかごマット等で固定し、のり面の原形復旧を行う工法としております。現地には排水処理を行う排水溝も設ける計画としております。

10番（岩佐 隆君）はい。確認しますけれども、その先端の部分だけののり面工事で、あと崩落するようなおそれがないということで考えていいのか、今回の工事で。あそこは課長、一番わかっているとおり、連続して断面で今まで災害なりの影響でずっと崩落しているという現状もあるんで、今回の工事で全体のそういったのり面の崩壊を食い止めるような形の工事ができるのかどうか確認することと。

あと、常に適正な工法でやると、そういう形なんで、これからよっぽど大きな災害なければあそここのところののり面崩壊はないということで考えていいのかどうか、その点、2点を確認しておきます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。こちらの施工箇所につきましては排水等の取れんする場所でありまして、それらの排水処理を下流側の方に誘導いたしまして水処理を行い、のり面の崩落を止めて原形ののり面の復旧工法を選定いたしてございます。以上でございます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまご説明した内容に関連いたします国災で災害復旧、現在進めておりますが、そちらの道路災の方と連続した場所となっておりますので、順次その工法と調整を図られるように進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

10番（岩佐 隆君）はい。今、青いパネルでローソンのがけ、大分大きな断面なんですよね。それを説明してもらえれば、2, 800万円の工事であれが全部できるということではないと思うんですよね。ですから、その断面の部分で排水処理をするという部分と、今、国の関係の補助でやっている部分とお話し合いをしながら、こっちは国でやる、あとは国でやれない部分の前ののり面は町の財源でやる、それを復旧の関連の事業費でやるという形で考えていいのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいま議員、おっしゃるとおりでございます。  
調整を図って復旧工法を行ってまいります。

10番（岩佐 隆君）はい。あそこの部分については再三言うように、何回も災害を受けている場所でもありますので、先ほどくしくも適正な工法できちっとやるように国の事業であっても、あるいは町の関係する事業であってもきちっと連絡調整しながら、これから災害に強い面、それをやはり事業としてきちっとやっていくことがこれが災害につながっていかないと思うので、十分その辺については予算も含めて、あと事業の工法、適正な工法ということですので対応するように担当課、あるいは町長の方でも具体的に事業をやる上で考慮しながらやってほしい。いいですよ。

議長（阿部 均君）終わりね。ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい。長時間にわたって質疑されたようでありますので私は端的に。2億1,500万円でしたね、ふろの追いだき、先日の一般質問で町長答弁の中に宮城県では仙北というか、北の方からやってくるんでおら方は一番最後だと、あるいは資材が不足しているんだというお答えがありました。何しろ寒くなる前にこの2億1,500万円を執行できるかどうか、まず見通しを伺いたい。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい。ただいまの佐山議員のご質問ですけれども、寒くなる前というふうなことで、今回の2億1,500万円、これについては町施工分の住宅というふうなことで、町施工分の中山と東田の部分というふうなことになりますので、この部分は町の方で直接担当する部分になります。そういうふうなことで、施工につきましては今後、予算が決まり次第、早急にメーカー等、業者等を選定しまして極力早く進めたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

12番（佐山富崇君）はい。私もちょっと勘違いしたのかな。町施工の分の仮設だと。わかりました。

改めて確認、つまりは資材等の心配はないと、寒くなる前に工事は終わると、こういうふうな理解していいかどうか、まず確認だけしておきます。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい、議長。詳細な今後の工事の進捗等につきましては、まちづくり整備課と協力して行うようになりますので、具体的な内容につきましてはまちづくり整備課長の方からご回答いたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。追いだき機能につきまして町発注という仮設住宅2か所の工事となりますが、できるだけ早い時期に設置できるよう努力してまいります。よろしく申し上げます。

12番（佐山富崇君）はい。いや、努力するとかしないとか、そんなことを聞いているんでないの。寒くなる前に町発注のならば、去年は遅れたんだから、町発注のあそこに入っている問題があったの、町長まで引っ張り出されていろいろ弁明をしたりあったの。だから、せめて追いだき機能だけは大丈夫かと。一番最初お聞きしたのは、町長があれだったら、私が勘違いもしたんですが、機材とか何か大丈夫かと、それも含めて聞いたんですから。町の発注の分だと、それはそれで結構なんです。そして、2回目の質問は大丈夫かいと、確認だと言って聞いたんだ。それぞれ大丈夫なのか、心配なのか、それだけの答えでいいんだよ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。早く設置できるように努力いたします。（「努力じゃないんだ」の声あり）資材の準備等につきましては早急に進めて、ご迷惑をおかけし

ないように進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

12番（佐山富崇君）はい。大丈夫かい、心配ないかいと聞いたわけですからそのことについての答えがほしいんです。努力とか努力でないとかは、そんなことは聞いていない。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。今後、業者に発注が決定いたしました際には資材の調達を素早く行うように準備を進めます。十分に確保してまいります。（「大丈夫かと聞いているので、その辺明確に答えていただければ」の声あり）準備を進めまして、ご心配いただかないように準備をいたしますので。（「聞いたことに答えていないぞ」の声あり）（「心配なんでしょう」の声あり）発注の方法とか、資材の準備を極力早く進めてまいりますので、大丈夫、ご心配なさらないように進めたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい。私は端的にお聞きしているわけですから端的にお答えいただいて結構なんですよ。何かわけわからないんだ、その答えは私は。心配ないですねと確認しているだけだ。心配なのか、心配ありませんなのか、どちらかの答えにしてもらいたい。二者択一だ。

町 長（齋藤俊夫君）はい。改めてお答えをさせていただきます。不安要素はございます。この前、一般質問の中でもお答えしましたように、県発注分は北の方からと。（「県発注のこと、聞いていないよ」の声あり）前後関係をお話しさせていただきたいと思います。（「聞いたことだけ」の声あり）要は県発注分なり、町発注分なり同時並行でやるということになりますと、やはり資材の確保、あるいは労力の確保という点でいろいろ不安材料もあるかと思いますが、極力寒さ対策の性質上、考えますと、やはりその時期までに我々としてはしっかりと努力をしていくと、していかなくちやないというふうにございます。

12番（佐山富崇君）はい。我々に心配させないように、町民に心配させないようにご指摘申し上げて質疑は終わる。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。ただいまの仮設住宅の件でございますけれども、町発注分ということで、まず戸数は何件になるのか。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい。今回の町発注分の追いだき機能関係の設置戸数でございますけれども、町発注分としまして対象が276戸というふうなことでございます。

8番（佐藤智之君）はい。これを276戸で割ると、1戸当たりちょうど78万円の計算のようですけども、そのうち追いだきが幾らで物置は大体幾らの予算なのか。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい。追いだきの関係と物置の内訳でございますが、追いだきにつきましては、工事の施工上、金額のぶれもあるんですけども一応最大で70万円ぐらいを見込んでおります。それから、物置につきましては、8万円というふうなことで合計78万円で見えております。

8番（佐藤智之君）はい。ちょっと物置の方をもう一度、済みません。1万円ですか、10万円ですか。（「8万円」の声あり）8万円ね。失礼しました。

それで、今、佐山議員からもご指摘ありましたけれども、要するに276戸、仮に1戸当たり2日がかかりでも500何十日かかるんですね。要するに半年かかると。もう早速これに取りかからないと年末までに間に合わない、そういう事態でございますので、やはりこの予算が通り次第、早急に取りかかるべきだろうと、このように思いますが、その辺、もう一度。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ご入居されている皆様にご迷惑をおかけしないように資材の調達等を進めてまいります。本予算がお認めいただきました際には、早く発注して工事を進めてまいりたいと思います。

8番（佐藤智之君）はい。次に、1点だけ。12ページの6款3項3目の15節工事請負費農作業共同利用施設建設の8,050万円、これは確認かたがたですが、これは荷さばき所ととらえてよろしいのかどうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。15節の工事請負費8,050万円の内訳のお尋ねでございますけれども、これはおっしゃるとおり、一つは荷さばき所でございます。それからもう一つが共同倉庫を予定しております。これは各戸に自家用の倉庫があったものが全部流されたということで、荷さばき所に隣接して共同の倉庫をつくるというのが1棟ございます。それから、もう一つ内訳としてありますが、これは漁協で今まで持っていた滅菌装置がございます。これは食品衛生法上、滅菌をした海水等で洗浄した上で出荷ということになってはいますが、これも流出いたしましたので、これを10トン級のものなんですけれどもこれを一式、1台といいますか、この三つで設置するまで含めての工事請負の内訳として見ております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい。先ほど同僚議員がいろいろ知楽荘の件で話をしておりましたけれども、そこで1点だけ確認をさせていただきます。売電する場合、高電圧が必ず必要になるんですけれども、高電圧は近くにあるのかどうか、その確認だけです。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。ちょっと今、手元に資料がなく、わかりかねます。（「あるかないかでいいんだよ」の声あり）済みません。みやま荘の方にはキュービクル装置あります。（「あるのね。はい、了解」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。3款1項6目被災者支援費の使用料及び賃借料の復興支援センター応援センター仮設トイレ225万円についてお尋ねします。これはどの程度の規模なのかお伺いします。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい。今回予定しております仮設トイレにつきましては、一応男子用、小便器が二つ、あと大が一つ、あと女性用が2か所、あわせまして障害者用のトイレを設置する予定でおります。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。何で聞いたかという、ちょっと高いんでないかと思って聞いたんですけれども、これは1か月で18万7,500円、ここから計算すると。という数字が出てくるんですけども、リースでそんなにかかるのかなという疑問からの質問なんですけれども、一般的にそんなものなんですか。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい。一般的にというふうなことでちょっと答えづらいわけなんですけれども、今回復興支援センターの仮設にあわせて取り付けする予定でございます。そういうふうなことで、今回の設置とあわせまして解体までの予算も含めた形での見積りでの計上というふうなことでご理解いただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。解体までということだけでも、1年ごとに解体してまた新しいものをつくるわけじゃなくて、3年間の債務負担で3年間の財源を確保しているわけだから、ちょっと今の説明、よくわかりませんが、この件につきましてはちょっと高いのではないかなという疑問を呈しておくにとどめておきます。いずれ結論が出るんだろうから。

そして、先ほども財源のことで話があったわけですが、これは災害関係……、いいです、わかりました。

次ページ11ページの民生費災害救助費についてお伺いします。先ほど来、出ておりましたふろの追いだき機能設置の件ですね。先ほど1戸当たり70万円という値段が示されましたが、私があるところで聞き及びますれば、県発注分は40万円というような話も聞いているんですが、この辺の出所は私も人から人から聞いた話ですので根拠は示すことはできませんが、そういう話も聞き及んでおります。70万円の具体的根拠といえますか、もしあるならば示していただければと思います。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回の70万円というふうなことで予算計上したわけなんですけれども、これについて県の方から今回の追加整備の概要ということで通知を受けております。その中で追いだき機能の追加工事につきましては、普通工事というふうなことで簡易な形でできるものについては40万円程度と、あと大規模な工事というふうな場合には70万円程度というふうなことで、40万円から70万円というふうなことでの幅があるわけなんですけれども、そういうふうな中で各仮設の住宅の構造上なんかもございますので、今回70万円での予算措置というふうなことで計上させていただいております。

6番（遠藤龍之君）はい。わかりました。

次に、その下の保健衛生費についてお伺いします。11目の放射能除染対策費の業務委託料5,300万円についてなんですけど、これは一般質問でも聞いたんですが、これからということであるならばそういうことになるのかなとも思いますが、どういった業者に委託をするのか、どのような考えでいるのかお伺いいたします。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい、議長。ご質問にお答えいたします。放射能除染を実施する業者となりますと、その労働基準法に基づく電離則というふうな、そういった対応のできる資格者を有する業者というふうになってまいります。

6番（遠藤龍之君）はい。そうした業者の選定はもうなされていたのかどうかお伺いいたします。

危機管理室長（佐藤浩二君）はい、議長。業者選定というものを今の段階では当然ですけれども行っておりません。ただ、町内においてのそういった資格を有する業者さんの方には確認をとらせていただいているところでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。なぜ当然調べていないのかというふうなことになるのと、大変問題があるのかなと。これは一般質問等においても、あくまでももうこれはやるという前提のもとに進められてきたものが、国との調整の中で認められないというような背景の中で今回の提出ということになっているわけで、やること決まっているんですから、当然、選定くらいは、逆な意味での当然ですよ。当然もう調べていて、そして金ついたらばすぐに動くというような体制でなければならぬというふうに私は思うんですが、その辺の考え方について町長さん、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。町民の安全・安心にかかわる事業でございますので、議員ご指摘のとおり、少しでもスピード感を大事にしてやっていかなくちやないというふうに思っておりますので、限られた体制とか時間という問題はあるにせよ、やはりその優先順位はきちんと見定めながら準備行為をしていかなくちやないというふうに考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。ぜひそうした町長の考え方を、とりわけ担当される方々に浸透させて

いただきたい。そういったことも本来ならば当然のことながら検討会議、各関係課で組織する、どこでも対応を進める、そういう体制を持って進めている事業なんですから、そこにぜひ町長のそうした、あるいは町の方針を徹底させてぜひ事業に生かして一日も早い実施、進めていくべきだということを申し上げまして、次に移ります。

先ほど来、質問が出ております水産業費の8,050万円についてお伺いしますが、この事業だけでないんですが、これを例にちょっとお尋ねします。

この水産業共同利用施設建設工事請負費8,050万円、この財源内訳を見ますと、その他が6,331万5,000円、一般財源が2,110万5,000円ということになっているわけですが、これは災害関連の、そして震災復興交付金事業として取り組まれている事業であるというふうに受け止めるわけですが、この財源内訳についてご説明願いたい。

あともう一つ、同じような内容の質問になりますのでもう1件の事例を挙げますと、先ほどの質問で出てきました災害関係、災害関連の太陽ニュータウンのり面の際の財源の説明では、一般財源であるが、何か震災復興云々という説明を受けたわけですが、その辺も私の理解では復興交付金関連はその他、2回で割ってそのような説明を前に受けた記憶があるんですが、一般財源はあくまでも一般財源ですよ。そして、その他の中に復興交付金関係というのがそこにまとめて、あと国県支出金はここにあるとおり。そして、真ん中は債権とかなんとか、真ん中と言うと、真ん中というか、地方債等々はそれは明確に。そのようにこれまで理解をしてこれら予算書を見てきたんですが、先ほどの説明では、2,800万円については、一般財源で示しているんですが震災復興交付金云々というふうな、私の聞き間違いでなければそのような説明、この辺の関係がちょっとわからないので、今の2点を合わせてご説明いただきたいと思います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。今の水産業復興推進費でございます。こちらの財源内訳をご覧くださいと、その他というのが6,300万円ほどございます。これは復興基金の繰入金でございます。一般財源2,110万5,000円でございます。こちらは一応この財源内訳では一般財源でやっておりますが、これは震災復興の特別交付税が充当される見込みのものでございます。その同じ論点でございまして、先ほどご指摘ございました一番最後、16ページになるかと思いますが、11款災害復旧費の2,800万円につきましても、震災復興特別交付税が充てられるという意味での一般財源です。

6番（遠藤龍之君）はい。わかりました。特別交付税、あとプラス一般財源が一般財源のくくりの中にあるということですね。そして、その他にはあくまでも復興交付金基金からのやりとりということですね。はい、理解できました。

次に、前に戻りまして今、復興基金等の話が出たことから確認したいんですが、10ページの一番上の総務管理費、財源管理費の震災復興基金予算積立40億7,000万円、震災復興交付金基金35万7,905万6,000円、とりあえずこの現在額は累計といえますか、幾らになっているかお伺いします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。現在額と申しますと、まず交付決定額からお伝えたいと思います。現時点で国から来る分の震災復興交付金につきましては75億4,379万6,000円が交付決定されております。それと合わせまして先ほど復興基金の方に積んでございますイチゴ団地化も含めた、いわゆる県から来る分、こちらにつきましては41億4,903万7,000円が交付決定されております。これを合わせますと116

億9, 283万3, 000円が現時点で5月末の交付決定後、来ているという状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。私の質問が悪かったのかどうか、私も単純に聞いているんですが、現在の震災復興基金、予算積立で予算40億円積んでその後現在、何ぼになっているのかということと、下の復興基金についても同じ質問でございます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。基金残高となりますと、いわゆる震災復興交付金の方でございますが、残高として残っておりますのは25億3, 676万4, 000円でございます。こちらの復興基金の方につきましては、イチゴ団地の方は全部充当してございますのでイチゴ団地化については残高はゼロということでご理解いただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。だんだんとわからなくなってくるんですが、入りと出の関係なんですが、8ページの震災復興交付金基金取り崩しで4億円、その下の復興基金取り崩しで41億円というような説明になっているんですが、この辺、私の記憶では、理解では復興基金については8億円と言っているんですが10億なんですね。その10億円からこの復興基金41億円、なじよして取り崩すんだという単純な疑問があるんです。どっちが先かということもあるんですが、入れたほうが先で、40億円ですか、入れていたから、その辺のあれだから最終的には合うんだよと言われれば、それはそれでわかるんですが、あと、それは疑問として残しておいていいんですが、さらに聞きたいのは、そもそも復興基金の設置目的というのは何なんですか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。復興基金につきましては、まず県からの部分、県がいわゆる寄附金として受けた部分を受け入れるということ。それから、震災復興関係で町の方が直接受けた寄附金、そちらを受け入れるということで、基本的には用途が自由というような基金として計上しているということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。自由に使える金ですよ。そうすると、最短はイチゴと言っていましたけれども、イチゴ、40億円入ったら復興基金に入れたら自由に使えるから。先に復興基金の中で8億、8億、ある時期には40億、50億近い額になるんですよ。その復興基金の目的というのは自由に使える、使い勝手のいい基金、その前にイチゴを使う前にほかに同じく求めている被災関係で使うとすれば、使うことができますよね。その辺がそこになぜイチゴ基金が入っているのか。

併せて聞くんですが、復興交付金基金の設置目的はどのようなものになっているのか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。まず1点目のご質問についてお答えいたします。このイチゴ団地化整備事業、いわゆる被災地域農業復興総合支援事業につきましては、最初の段階、つまりことしの3月、4月の段階までは通常の補助金として歳入されるということで、私の記憶だと県の農業振興課だと思いますがそちらの方から通知が来ておりましたが、そこから基金として取り扱うということで急遽県からこちらの方に連絡がございまして、県が基金として取り扱うとなると、通常の補助金に歳入するのではなくこちらで基金化して積まなきゃいけないという状況が生じたということございまして、その時点で県の市町村課の中にこの交付金基金はどこに積んだらいいんだということを相談いたしまして、その結果、市町村課の方からこちら震災復興の基金の方にとりあえず、確かに議員おっしゃるとおり、用途は限定されているんですがここに積んでくださいという指導があってここに積んでいるという状況でございます。

2点目でございますが、交付金基金につきましては、いわゆる国の方で設定します復興交付金事業、こちらで用途がはっきりしているものを積むというもので、いわゆる震災復興基金と震災復興交付金基金というのは目的が大分違うと。

6番（遠藤龍之君）はい。そうなんですといたしますか、今でもよくわからないんですけども、そもそも私たちもこの復興基金の設置条例、そういう内容のものでわざわざ別立てで、普通ならば別に財政調整基金に組み入れたって今までの話だったら結構なのが、わざわざというか、意識してというか、これは震災復興の、しかも自由に。とりわけあれは第何次補正かでわざわざ目的を明確にして各県におろして、そしてまさに目的は自由勝手に使える基金ということで最初から本当に——した基金なんですけど、今のような使われ方をしていくと、何に使われるかもわからないようなことになってしまう。町民が知らないうちに、私たちが知らないうちに使い勝手のいいものが別なところに使われている可能性も、そういう懸念といたしますか、疑問といたしますかというのが生まれてくるんです。

そして、しかも復興基金とか復興交付金とか、金の流れを見ると、今その前に説明されたように、全く我々には理解できないくらいのもつちに行ったりこつちに行ったりというか、という金の使われ方をしているんですよ。本当にそれが無駄にもつながっていくかもしれないし、あるいはもっと使えるものが使えなかったりとか、そういうのを私たちはどこでチェックしていいのかというのがわからないような今、動きになっているんです。

さらに、言わせてもらおうと、この金の流れもよくわからない。農林水産業費の中でこの復興交付金からその他の部分で41億円入って国庫支出金では37億円の減額、これは交付金事業が決定してこういうふうになったんだと。ここからぶぐつていくと、最終的にさっき言ったような復興交付金の基金というのはどのくらいになっていくか、あと国県補助事業についてはそういうことなただけけれども、あと補助事業と復興交付金とそれから特別交付税の関係とか、全く100パーセント信用すればいいんですけども、災害関連はすべて100パーセント、国ではちゃんと認めている。本当に100パーセントになっているのか、採用されているのかという不安も私どもはどこでチェックしていかかわからない、こういう流れだと。

そういうことがあつての確認なんですけれども、確認の意味でこういう疑問を呈しているんですけども、というときに、それをまた混乱するというか、我々、とにかくせっかく目的を持った交付金をそういう形で使われると、そこに一つ門戸あけると、こいつもこいつもというふうになってしまう。何のために復興基金の条例をつくっているかということ、どこまでが質問になるかという部分なんですけど、ちょっと今の頭の中で出てきたのは、復興基金の条例の規則、要綱というものはあるんですか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。条例のみで要綱等はないということです。

6番（遠藤龍之君）はい。その際、7条にのっている「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項を町長が別に定める」というふうになっているんですけど、これは何を定めることになっているんですか、それはあんたに聞いてもだめなんだけどな、決めた人、だれか答えられる人、教えてください。（「休憩」の声あり）（「賛成」の声あり）

議長（阿部 均君）休憩いたします。再開は4時といたします。

午後3時47分 休憩

午後4時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）さきの1番青田議員よりの質疑の中で誤りがありましたので、保健福祉課長渡邊隆弘君より答弁があります。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。先ほどのご質問の中で、売電をするようなことの誤解を招くような回答でございましたけれども、売電はしませんので改めて売電しないということで回答させていただきます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。基金条例の第7条に委任権がございまして、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるという規定がございまして。これは国の準則で示されたものでして、準則は基金の管理というのは、基金の運用等について想定しているということで、そういった要綱要領等は当町では設置していないという状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。ですから、私は必要だと。というのは、この復興基金だけについて見ますと、8億円と2億円を分けて説明していると。2億円というのは指定寄附の方ですよ。今度、さらにイチゴが入ってきている。そういう使われ方をするならば、なおのこそ、規則要綱、細かい決め方というのは、町独自ですね、国がどうあれこうあれ、実際に使うのは私たち、私たちといいますか、この町なんです。そういうことがあるから当然あるべきだと。にもかかわらず、今現在でないというのは、ですから、そこら不安懸念が出てくるということなんです。何に使われるかもどんどんどんどん広がっていく、先ほども言ったように。本来最も今、求めている基金なんです、被災住民は。先ほどの説明でも8億円のうち7億円が決まっている。まだまだ谷間にいる人、いるわけなんです。その人たちの希望がなくなってしまう、そういう使われ方というか。そのためにも、やっぱり私は必要だと思うんですが、しかし、そういうことから実際現在はそこまで決められていない、定められていないということであるならば、なおのこと、この基金の使われ方については、慎重にと言いますよりもぜひ町民にもわかるような使われ方にならなければならないのではないかとするわけですが、その辺の考え方について町長、いかがなものでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。一般的に基金も含めてご指摘のように透明性の高い財政運営なり会計処理、これに当たるというのは基本的な行政に求められる姿勢だというふうに理解しておりますので、そういうふうな方向で今後も対応してまいりたいというふうに思います。

ご参考までに、遠藤議員から先ほど来からご指摘していただいているような大変震災復興基金でありますとか、震災復興交付金基金でありますとか、今までにないたぐいの基金が新たに加わっているというふうなことでの金の出入り、わかりづらいということもございましたので、過般の議会等においてできるだけわかりやすい、予算なりの動きがわかるような図表をつくって解説をしたりとか、そういう努力もさせてもらっているわけですが、引き続きいろんな形で少しでもわかりやすい資料なども駆使しながらご指摘の点を踏まえた事務処理、対応をしてまいりたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。わかりました。次に移ります。

12ページの農業復興推進費の中の19節負担金補助及び交付金先端技術事業費補助金1,000万円についてこの指定寄附で云々という説明でありましたが、補助先、その内容についてお伺いいたします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。ただいまのお尋ねの補助の対象先でございますが、これは指定寄附として株式会社GRAという会社への指定でございます。ここは今現在、農林水産省、それから宮城県はじめとして、食品産業の研究あるいは農業の園芸総合研究という関係機関が入って国の事業として今現在、大規模施設の園芸等技術の実証研究を行っているところがこの会社でございます。農林水産省の補助といたしまして、本体といたしましてはイチゴ、トマトの大規模効率的な生産の実証研究をするという内容で、大きく分けて一つは生産技術でコストができるだけかからない、それから一定の手間ひまで今まで以上に収量が上がる、それからコストの中でも化石燃料に頼っていた今までと違って環境の負荷の少ない、そういった先端技術で実証研究をやるという栽培方式ですね。それから、もう一つは、イチゴ、トマト等の果実そのものが持っている機能成分というふうに農林水産省では言っていますけれども、抗酸化性能とか、健康にいいという、そういう機能分を高めるような品種の選定栽培あるいは加工方法を研究するという事で、このGRAが取り組んでいる施設で実際にやっている実証実験の事業に対して指定でこの事業自体に1,000万円の補助をしていただきたいということを町の方でも受けまして、町の方でも補助金の交付規則がございますけれども、生産、集出荷、それから近代化施設の整備に関しての目的、補助の対象として合致するという事から、この対象先に補助の予算を計上したという経緯でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。わかりました。今、GRAという言葉が出てきたんですが、これは14ページの教育費の中のNPO法人のGRA中学生志の教育事業500万円というのと同じところになるのかということの確認と、あわせて説明では、志教育実施団体への助成に要する経費ということで500万円設置しているわけですが、この辺に今の確認とあわせて今の質問に対してご説明いただきたいと思えます。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。まず、1点目のご質問ですが、先ほどのイチゴの関係につきましては株式会社設立のGRAということで、こちら学校教育の関係につきましてはNPO法人でGRAという形での団体でございます。こちらのNPO法人としてのGRAが中学生の志教育ということで、ことし2月に山下中学校で授業が行われました。こちら社会人の学生さんがボランティアで学校に来まして、グループを組みまして社会人としての生き方を中学生のやりとりの中で中学生に今後、将来に向けての考えをいろいろ勉強してもらおうということでございまして、これにつきましては宮城県が進めております宮城の志教育というものにも合致するものですから、こちらのGRAが今後進めますこの志教育に500万円の指定寄附をいただいたものを補助先として交付するものでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。先ほどのGRAとこっちのGRAは同一団体ではないというふうに受け止めていいわけですねということで、そういうふうに受け止めたということで、違えばまた答えていただければ。その件につきましてはわかりました。

次に、13ページの土木費都市計画費都市計画復興推進費についてお伺いするわけですが、ここでは6億7,000万円ほどの減額措置をしているわけですが、この辺の事情についてお伺いしたいと思います。といいますのは、単純にこの時期に何で大幅な減

額措置というのがあるのかということについて、しかも皆、大事な事業なんですよね、ここに挙げられているのは。例えば防災集団移転では当初で1億7,000万円ほどの当初予算したのが減額して結局半分近い9,000万円で終わるとというのは、当初の組み立て方がまずかったのか、国との絡みでどうなったのか、そういったもろもろの背景があるかと思うんですが、その辺の大幅減額になった経緯について、あるいは要因についてお伺いいたします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。こちらの減額につきましては、まず当初予算の方でおのこの防災手段移転促進事業、土地区画整理事業、防災緑地整備事業、あと復興事業総合マネジメント事業といった主要な事業について要望をさせていただいたところです。1月に復興庁の方に申請いたしまして交付決定を受けたのが3月ということなんですけれども、その1月から3月までの間に復興庁の方からいろいろとヒアリングの中で事業の進度についてのお話であったり、それからあとは事業の実施の確実性というような部分で、近々にすぐに着手できないような事業はあとの交付申請の方で予算計上させていただきたいというような中身のお話がありました。具体的に申しますと、復興土地区画整理事業につきましては、当初要求としまして実施設計でありましたり、あるいは換地設計であったり、あとは区画整理事業の管理業務といったような事業内容等も要望させていただいたところです。このうち、区画整理の管理業務などにつきましては、実は工事着手と合わせて予算要求してもよろしいんじゃないかというようなヒアリングでの検討内容になったといういきさつもございます。あわせて、防災緑地整備事業におきましては、もともと基本調査、それから都市計画決定であったり、事業認可を進めるための法定図書の作成であったり、それとは別に事業を実施するために必要な設計図書を作成するための実施設計といった部分などを当初予算として計上させていただいて交付申請させていただいたところなんですけど、こういった部分についてもまずもって基本設計ができた段階で再度、実施設計、復興については別の段階での要求をしてくださいというようなヒアリングの中身がございましたため、今回、その実施設計の分、それから先ほど区画整理の方でいきますと、管理業務であったり、そういった部分の費用が減額措置せざるを得なくなったというような実情でございます。

なお、議員おっしゃいますように、これら区画整理であったり、防災緑地であったり、防災集団移転促進事業であったり町の復興事業にとっては欠かせない事業であるというふうに認識しておりますので、これから基本設計等を進めていった中でその段階段階に応じてなお追加して要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解、よろしくお願ひしたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。私の復興交付金事業の理解では、大きい全体事業を示して、そしてそれに対して必要な金を復興交付金ということでおいてくる。そして、しかしながら1回で使われない、1回で使われないといいますが、大ざっぱな計画の中で来るのかなど。その年度で使い切れない部分については基金にためておいていいよと。そのために復興交付金基金というのか設立されたという理解なんですけど、そういう意味では事業を進めていく上で、町の方で実施自治体で仕事がしやすいようにというような配慮、考慮というのがその背景にあるのかなど勝手に受け止めていたんですが、その辺の考えが復興庁で大きく変わったというふうに受け止めればいいのかどうかということと、それいうやられ方が、実際に実施する自治体にとって進めやすいスタイルといえますか、形になっ

ているのかどうか、実施する自治体はどうか、もしこのことによって町が少しでも事業の遅れを来すような要因ということになれば、これはやっぱり変えていってもらわなくてはならない、被災自治体として。その辺の影響というのは、町にとって実際あるのかどうか、そういうやられ方といったときにどうかということはどうなんでしょうか。これは国の問題になると思うんです。もしそれが被災自治体にとってマイナスになるのであれば、これはやはりプラスに展開していかなくちゃならないと思います。これは我々も力を合わせてということになるんですが、その辺の内容についてはどのような受け止め方、考えがあるのかお伺いいたします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。今のお話でございますけれども、私どもも当初、遠藤議員がおっしゃるように、まずもって大枠で予算どりをさせていただいて、残額については基金の方に積み立てて執行ができるんじゃないかというふうに考えさせていただいて、そのような予算の要求をさせていただきました。ただし、復興庁の考え方としまして、余りにも過大な要求内容が各自治体から上がってきたと。山元町の場合は、沿岸被災の市町村でありますのである程度、内容に沿った要求の仕方だというある一定の評価はさせていただいているところでございますけれども、具体的に申しますと、若干内陸側ですとか、よその自治体の話であれなんですけれども、そういったところでは便乗的な要求の仕方などもあるということで、ある程度、復興庁サイドの方でも査定をしなければならぬというようなお話もヒアリングの中では伺っているところです。

なお、復興庁の方でも年に4回ほど、要は3か月に一遍程度の交付金の要求の時期を設けていただきまして、今回若干先ほど言いました管理業務であったり、実施設計であったりという部分は落とさせていただいたんですが、それについてもこれでもうだめだというお話ではなくて、先ほども申しましたが、段階を追って必要なものは必要だということで要求していただいて結構ですというお返事もいただいております。町としまして、そういったタイミングに乗り遅れないように段階を踏んで要求をしていくことによって、事業のスピード、進捗は遅れないような進行の仕方を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい。今、そういう変更内容、中身変更になったかと思うんですけれども、本来ならばもっともっと強く、被災自治体なんですからもっともっと復興庁の方でそれは考えてくれと。内陸部の方には内陸部の方のやり方を整備して、実際にひどいところはやっぱりそれなりの対応をするような、一緒くたに見られたんでは、やっぱりそれだけでも遅れるということなんですから、その辺をきちんと整理して国に言うべきことはしっかりとって、本当に事業の遅れを招かないような今後、こうした事業については取り組んでいく必要があるかと思うんですが、その辺、最後に町長の姿勢といいますか、取り組みをお伺いして質問を終わらせていただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい。交付金関係の弾力的な執行、これはぜひ私どもとしても必要だというふうに考えております。過般、県の方も知事がその辺、国の方にも要請したいという動きもございます。私どもも具体的にはきのう、宮城復興局の郡政務官が午前中、おいでになりましての意見交換の中でもその旨、お話し申し上げたところでございますし、来週は平野大臣が亙理、山元の方にも足を運んでくださるというスケジュールもございしますので、そういう機会も利用しながら、被災地として使い勝手のいい形の基金化に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第57号平成24年度山元町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第17. 議案第58号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議案第58号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今般の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ283万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ19億6,534万9,000円とするものでございます。

内容等についてでございますが、6ページをまずお開きください。

歳出の説明からでございます。1款総務費2項徴税费1目賦課徴收费13節委託料につきまして、震災によります国民健康保険税を減免することに伴いまして、電算処理業務の委託料として283万5,000円の増額を行うものでございます。

次に、5ページをご覧ください。歳入の説明になりますが、9款繰入金1項繰入金1目基金繰入金1節の財政調整基金繰入金につきまして……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。この283万5,000円ですか、これは財政調整基金の取り崩しで対応ということになっているんですが、これはいずれ減免のときには特別調整交付金分についてはいうふうな対応、これは税の方なんですが、この件についてはどのような対応になっているのか、全く国の手当てとというのはないのかどうか確認したいと思います。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。このシステム改修費につきましては、特別調整交付金で措置されるという今検討がなされていると、まだ確定にはなっておりませんがそのような方向で国の方で進めております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。検討中であるということなんですが、ぜひそういう方向になるように頑張ってくださいということを思って終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第58号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第18．議案第59号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第59号平成24年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は中山地区熊野堂仮設住宅付近に、地下式消火栓を設置する工事に要する経費を措置するものであります。

初めに、1、2ページをお開き願います。平成24年度山元町水道事業会計予算実施計画で予算第4条に定めた資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款資本的収入2項工事負担金は、繰り出し基準に基づく一般会計からの負担金350万円を増額するものであります。

支出について申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費は、地下式消火栓設置工事費350万円を増額するものであります。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第59号平成24年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第19．議案第60号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第60号平成24年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、下水道区域内において新たに下水道に接続する取り付け管工事に要する経費を措置するものであります。

初めに、1、2ページをお開き願います。

平成24年度山元町下水道事業会計予算実施計画で、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費は、下水道取り付け管工事費600万円を増額するものであります。

最初のページにお戻り願います。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第60号平成24年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第20．議案第61号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。議案第61号平成24年度復興住宅請1号山下地区災害公営住宅造成工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

まず初めに、裏面をご覧になっていただきたいと思えます。

提案理由でございますが、平成24年度復興住宅請1号山下地区災害公営住宅造成工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

表面にお戻りを願います。

記でございます。1、契約の目的、平成24年度復興住宅請1号山下地区災害公営住宅造成工事。

2、契約の方法、指名競争入札。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。最初に、指名業者の数と指名業者名、お願いしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。指名業者につきましては9社でございます。業者名につきましては、野村建設株式会社、青木あすなろ建設株式会社東北支店、戸田建設株式会社東北支店、株式会社橋本店、株式会社藤田東北支店、清水建設株式会社東北支店、西松建設株式会社東北支店、株式会社浅沼組東北支店、大成建設株式会社東北支店でございます。

本復興事業に当たりまして早期完成を目指すため、また工種も多岐にわたり総合的な工程管理が必要であるため、それを踏まえまして今回……。（「それはいいですよ、今から聞くんだから」の声あり）大変失礼しました。

10番（岩佐 隆君）はい。私が次に聞くことまでお話ししてくれましたけれども、ただ選定理由ということで今お話ししてもらったんで、それは答えてもらったんでいいです、選定理由は。

ただ、今、9社の内容を見るとゼネコン、その中で基本的にこの金額からいって選んだということだと思うんですけども、今お話しのように、復興事業とかいろいろな絡みで今までかかわりある業者を中心に選定したと。また、ゼネコンなんで管理上、きっちと施工ができるような形ということですよ。

それでですけども、基本的にいろいろ考え方、あると思うんですけども、本来だと、この契約の方法については一般競争入札でやると、それが基本で、あと基本以外で指名競争入札という形になるんですけども、本来、幾ら国で補助なり復興事業の中であっても本来の考え方からいったら指名競争入札でなくて一般競争入札という形の考え方があると思うんですけども、その辺の指名、契約の考え方についてお伺いしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼いたしました。先ほども説明させていただきましたが、今回24年度中に完成をするということをお大前提といたしまして、早期完成を目指すために指名競争入札とさせていただきます。

なお、業者につきましては、議員ご指摘のとおり、震災復興時に本町において実績のある業者の方々であるということもつけ加えておきたいと思っております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。契約の方法の中での考え方の中で、課長の方から早期完成を目指すためにこの契約の方法、指名にしたということなんですけれども、本来、一般競争入札であっても期日の選定の仕方なり、あるいは発注の仕方によっては十分今お話しのような形でも対応できると。ですから、契約の理由の中で早期24年度に完成させるために一般競争入札という形をとらないで指名競争入札、本来でいえば手続が大変だと、そういう観点での一般競争でなく指名競争入札という形、公募の考え方なり、そういう部分の考え方が最初に立って指名競争入札という、そういった答えなのかなど。その辺についてはどうなのか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。本来であれば、議員のおっしゃるとおり、一般公募が適当と私どもも判断するわけですが、今回に限りましてまず用地の地権者の協力が24年度で行われたこと、なお工法等についてもプレロード工法という工法を採用する

ことによって期間が2か月、3か月、放置する期間が必要である等を考えますと、どうしても24年度中に建築までできるのか、非常に日程調整が難しいという点から今回指名競争入札に至ったということでご理解を賜りたいというふうに思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。ここで別に課長と議論するつもりもないんですけども、ただ事務手続が一般競争入札の場合、長くかかると、煩雑だと、そういう部分で指名競争入札にしたということ考えていいのかどうか。具体的にさっき早期完成を目指すための指名競争入札ということではないと思うんですよね。入札の契約の方法についてお話をしているんで、それについてお答えをいただきたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。何度もお話しするようで申しわけございませんが、施工能力と品質管理の能力、その他も加味して業者を選定させていただいたということでご理解を賜りたいと、かように思います。先ほども説明させていただきましたが、復興時に本町において実績のある業者さん、特に宮城県の評価点においてもSランクということ非常に業者として実績のある業者ということで指名をさせていただいておりますので、その辺、ご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい。私は契約の方法の選定の仕方についてお話ししているんですけども、ちょっと時間かみ合わないので時間ももったいないので次に行きます。

落札率と最低価格でどのくらいだったのか、それについて引き続きお願いしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。落札率は86パーセントでございます。済みません、最低価格につきましては、私、まだ存じ上げません。

最低制限価格は公表していないので、申しわけございませんがお答えできません。よろしくをお願いします。

10番（岩佐 隆君）はい。86パーセント以内だという形でとらえていいんですね。最低価格以上だということにとらえていいんですね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。そうでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。この50万立米の土をまずどこから持ってくるのかと、あと全体で割ればわかるんですけども、例えば台数でどのくらいになるのか、10トン車になると思うんですけども、お伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。土砂については、購入土ということで積算させていただいておりますので、受注業者と協議の上、場所等について確認をしたいというふうに思います。

あと、台数につきましては、約8,300台でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。何で土の部分、ある程度、こちらで指定する土という形でその業者がその土を購入すると。例えば山砂でもちょっと粗い盛り土工法に適切な土とか、そういう選定をして今回入札、落札するという形になったと思うんですが、その辺の土の実際に種類といいますか、こちらで入札の中である程度、要件の中に入れた土についてはどういう形の土なのか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。土砂等につきましては、れき交じりの山砂利ということで計上いたしております。なお、先ほどもご説明いたしましたが、施工性等、透水性を考慮してサンドマット50センチを下にするということで2メートル70の高さになるという形でご理解を賜りたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。地質調査の中でこの土壌については十分この盛り土工法で対応できるという形の考え方で今回入札発注という形になると思うんですけども、その中で、先ほど暗渠工法、排水工法という話も出たんですけども、私、盛り土してその暗渠をどういう形でやっていくのかというと、わからない部分があるんですけども、全体という形なのか、あるいは2町5反歩、その中をどういう形で暗渠方法をするのか、地質調査した中で実際に軟弱地盤という部分があったのか。それと、先ほど盛り土の関係の山砂利、その関係についてお伺いできればと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。地質につきましては議員のおっしゃるとおり、シルト層の黒土が約3メートルぐらいありまして軟弱な地層でございます。それに対応するためといたしましてファイ150ミリの暗渠排水管を格子状というか、枝葉状に設置するというご理解を賜ればなと思います。

なお、先ほどもご説明させていただきましたが、50センチ程度のサンドマットにつきましては、排水層の盛り土の水位を低下させること。なお、排水層と盛り土内の水位の低下をさせることを目的とするため、あと盛り土する上で軟弱地盤の施工性をよくするためということで50センチの砂を設けておりますのでご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。基本的に抽出をした中で2メートルの軟弱層があると。そういうことで50センチのサンドマットを使いながら全体の施工、安定性を持った形で盛り土工事をする。

ただ、実際、今、詳しくお聞きすると、8,300台、どこから搬送するかわからないんですけども、時間が、例えば何台で運ぶかにもよると思うんですけども、山元町の道路というのはそんなにいっぱいあるわけでないんで一方通行で回るような形になると思うんですよ。そういったことを考えても8,300台というと、期間的に随分かかるだろうと、私の予測ですけども。

それと先ほど言ったプレロード工法、本当に2か月なり3か月で安定した地盤にプレロード工法の中でできるのかどうかというのは私は疑問なんですけれども、通常だと、プレロード工法だったらやっぱり6か月なり、1年なり、ある程度、置いた中で安定させる工法を指して言うのかなと思うんですけども、その辺について期間の関係で先ほど一応25年2月28日までに施工完了するという形と、今の工法なり、あるいはトラックの台数、そういったもの全体を勘案しながら考えて今回入札発注という形だと思うんですよ。

ただ、具体的に今のお話をきっかけに山の持ってくる土の距離の関係とか、あと実際にその業者がどういう形で工法の中でやっていくかということで、工法は指定されている上で違った形で工期の関係に響いていくのかなと思うんですよ。その部分の懸念する部分があるので答弁をいただきたいなと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。運搬量に関しましては本工事以外にも町内さまざまな工事を発注しております。トラックの台数も多く走っているのは事実でございますので、その辺は調整をさせていただきながら、住民の安全、子供たちの安全を守りながら運搬できるように考えております。その辺は受注者であります清水建設と綿密な打ち合わせをさせていただきながら施工に努めたいと、かように考えております。

なお、もう1件のプロロード工法についてでございますが、期間からいきますと、2

か月ちょっとを予定しております。沈下といたしましては20センチぐらいを見ておりますので、今回の地盤層からいきますと、2か月で可能だというふうなもとの設計をさせていただいておりますのでご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

議長（阿部 均君）本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ時間を延長いたします。

10番（岩佐 隆君）はい。今、いろいろお話聞いた中でいろいろ質疑させてもらった中で、基本的には大分盛り土の考え方もトラックの台数も8,300ということが多いし、あと道路の交通量、あるいはその自然条件等の問題も今度、出てくると思うんですね。発注してから雨期に入ったり、あとその条件の中で具体的にその土の材質によって仕事が延びたりする。それを間違いなく2か月置くという形で、そうすると、これから復興で災害公営住宅つくる一つの地盤づくりなので、私はきちっとその辺の対応をしながら全体の工期、きちっと遅れないような形で担保しながら、せっかくこういう形で発注したので業者にはしっかりお話をし、あと復興住宅建設の中でやはり被災者の皆さんにご迷惑かからないような形で発注なり、あるいは現場管理をきちっとすると、そういう方向で考えていかなければと思いますけれども、その点について一応お尋ねしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、ごもつともでございます。被災者に一日も早く住宅が提供できますよう頑張りたいというふうに思います。施工管理、品質管理についても一生懸命対応したいと、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい。2町5反歩の開発で約7反7畝の調整池と。この調整池の深さとか、面積からいって2町5反歩の毎時というのか、何ぼの雨量まで耐えられるのかなというふうな思いがしたものですからお聞きします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。今回の防災調整池につきましては、5年確率の計算でさせていただいております。深さ的には1メートル80から2メートルを考えております。通常時はオフィス断面といたしまして小さい角、11.5センチの角の穴から通常放出するというふうなシステムになっております。それをオーバーしたときには1,000ミリのヒューム管から流れるような形の調整池でございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、私がお聞きしたのは、この調整池で面積の約18.6だから2割弱ですよね。1メートル80から2メートルの深さという話なんですが、毎時雨量何百ミリまで耐えられるのかなということをお聞きしたの。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。時間雨量にいたしますと、おおむね30ミリでございます。（「わからない、もう一度」の声あり）1時間当たり30ミリに対応できるということでご理解を賜りたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい。それでは、心配になるんですね。昔の8.11大豪雨がここにあった。あのときは、30ミリどころじゃなかった。2時間で200ミリ降ったと、こういうときがありました。そういうことからいって2割弱の調整池で十分なのかしらと。ということは、これから38ヘクタール、これも含まれるのかな、これも含まれるんでしょうが38ヘクタールの開発地と、区画整理地ということで集団移転地になるというこ

とからいって、そうすると8町歩の遊水地をつくのかな、その辺のところも含めて教えていただきたい。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。今回の防災調整池につきましては、2.5ヘクタールの中での防災調整池ということで、県の指導要綱に基づいて対応ということでまず一つご理解を賜りたいと、かように思います。

通常、農業施設の確率というと、20分の1程度の確率で考えておりますが、今回の開発指導便覧によりますと、県の指導によりますと、5分の1でよろしいということで今回申請を5分の1でしたところでございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、私、今までも何回もお尋ねをしてきました。20分の1という話になると、この2.5ヘクタールならば1反歩もあれば間に合ったのが5分の1にしたんだと、こういうふうになるわけですか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変済みません。ご質問の趣旨がちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いします。

12番（佐山富崇君）はい。つまりは、本来であれば20分の1の面積で遊水地は間に合うと、そういう意味だったのか。それを今回は5分の1にしたんだと。つまり2割の4反7畝したんだと、約2割弱の。そういう意味なんですかと。私の方もよくわからなかったから改めて聞いているような状況なんです。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。ただいまの防災調整池の考え方なんですけれども、今回の災害公営住宅の開発エリア分はこれから施工いたします区画整理の整備エリアと隣接しております。まずもって開発行為と区画整理ということで、事業手法は違うんですがあくまでも面開発のとりあえず暫定的な1期開発というふうな位置づけになってございます。ですので、今回の5分の1の確率というのは、あくまでも暫定の防災調整池ということになるように考えております。ですので、最終的に区画整理の方の整備が整った段階では38ヘクタール何がしという、そういった面積になりますけれども、それとあわせまして今回の災害公営住宅でつくります暫定防災調整池もその中に取り込むというか、別に防災調整池を設けるような形で確率年を上げるような防災調整池のつくり方をするというような指導になる見込みです。

先ほど庄司課長がおっしゃっていたのは、あくまでも農業用水の用水路の確率年度ということ考えたときには、20年に一遍の降雨に対して耐えられるような河川の断面であるというようなことございまして、一般的に県の2級河川等であれば、その20分の1の確率が50分の1の確率ということで整備計画を立てるものでございますから、その辺は県の河川課なりの防災調整池の指導要綱に沿って合わせた形で恒久的な防災調整池の方は整備してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

12番（佐山富崇君）はい。ちょっと理解できないんです。つまりはこの調整池は38ヘクタールの一部ではあるが暫定的なもので、2.5ヘクタール分の調整池でありますよと。ですから、通常は20年に1回の雨量に耐えられるように調整池をつくるのだが、今回は50年に1回で大変結構なことかなと思っているんですが、ちょっと今理解できないんですよ。もう一回お願いします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。先ほどの暫定調整池の考え方は全くそのとおりでございます。あくまでもここ数年のスパンでもって新しい恒久の防災調整池を築造するという

考えでございますので、そのときに合わせて確率年の方を上げるというふうな考え方でございます。

申しわけありません。私、ちょっと防災調整池の確率年、何年でつくるのかというのまで今、確認していなかったの、50年でつくるのか、30分の1でつくるのかというところまでちょっと確認はとれないんですけども、先ほど庄司課長の方から話をされた20分の1という確率年度は農業用の排水路、農業用の排水路の断面というのは20年に一遍の雨に対して飲み切れるような断面でもって整備しているというようなことで答弁申し上げたということでご理解いただければと思っております。

12番（佐山富崇君）はい。つまり農業用では20年に1回の雨に耐えられると。先ほど庄司室長の話によると、これは5分の1というふうなお話が出ましたんですよね。この5分の1というのは50年に1回という意味ですか、5年に1回という意味ですか。5年に1回の雨に耐えられる調整池であると、こういうふう理解していいんですか。ようやくわかりました。ありがとうございました。

それと、38ヘクタールの調整池は別なんだよと復興企画課長のお話、別につくるから、これは後、埋めるんですか、それともこれはこれで生きているんですか、まずもってお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。将来的にはこれは埋めて造成をさせていただきます。同じく災害公営住宅のエリアということでご理解を賜りたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい。これは埋めるんだと理解できました。多分そうなのかなという気はいたしました。

それで改めてお伺いしますが、私もようわからんのですが、成田副町長はこちらの大専門家だとお伺いをいたしておりますが、率直にお伺いいたしますが、面開発の幾らぐらの調整池というのは必要なんでしょうね。

副町長（成田隆一君）はい。佐山議員のご質問にお答えします。今、復興企画課長の鈴木が申しましたように、基本的には県の方の開発に伴う要綱の中で技術基準を決めておりますので、それぞれ地域によりまして防災調整池のあり方というのは異なっております。例えば周辺に大きな河川がある場合は、その河川に流せますので防災調整池は直接には必要ない。ここはかなり平坦でございますけれども、もう一方では農業用水路がございますのでその農業用水路と防災調整池と分担しながら雨の量に対して対応していくと、こういうふうな形で開発の防災調整池の設置については基本的にそういう指導を受けながら設置してまいりますので、今回の場合は庄司課長が申しましたように、5年の一遍の確率で対応できる調整池で、周辺の農業用水路と合体しながら水処理をできると、このような考え方でございますので、よろしくご理解いただければと思います。

12番（佐山富崇君）はい。お話としては十分わかったつもりではありますが、現実問題といたしまして、その農業排水路というか、新田川排水と高瀬川排水が、あれが大変なの。それでこれは3月議会に一般質問いたしました、あの高瀬川排水路はあそこから若干下がって今度は北に走るわけだ。牛橋という、もちろん、成田副町長もご存じだろうと思いますが、それが大変なんだ。それで大騒ぎ、毎回してるわけだ、駅の近辺。その上の小水路と言われるのが南に走っている。高瀬側排水路は逆に北に走っている。南北の差というのはほとんど高低差がないわけです。そこに排水するんだというお話になりましたが、今度、開発するこの場所も含め38ヘクタールという町の集団移転候補地、これから区

画整理してという場所は、実際問題として遊水地になっているわけです。遊水地が今度は逆に水を吐く場所になる。その場合、大排水があるからそれに流すからいいんだみたいな副町長さんのお話ですが、私はそれでは納得できないんですよ。今までは遊水地の役割を果たしてきたんですよ、田んぼとしてあそこは低地で。それが逆に今度、一気に水を出す側に回る。そして、あの大排水に入れる。今まであの大排水で幾ら苦勞してきたかわからない、あの駅近辺、あの駅の下。そういうことからいってそこに吐くからいいんだみたいなお話をいただいたんでは、私は納得いかないんですよ。そういう意味で38ヘクタール、県の要綱というのがあるそうですが、これをお示ししたい。

副町長（成田隆一君）はい。遊水地機能のあるところに入るといふうなことでございますけれども、今、町としましては、震災を受けましたあの全体の排水計画をこれから検討することになっております。先ほど佐山議員がおっしゃいましたように、水がたまるというふうなところでございますけれども、震災前に関しましては水がたまっているところには内水処理ということでポンプ場を設けながらそのポンプ場で排水しておられたかと思えます。そういう中では、低い部分につきましてはポンプ排水をする、高いところは自然排水をするという形で排水計画が整理されておられてきたと思えます。ただ、今回はこういうふうな災害を受けましたのでまだ低い部分が残っておりますので、今後、現在、これから検討しております排水計画の中で順次そういうところを解消しながら、住宅地はできるだけ安全に、そういう内水がたまるところに関しましてはポンプ機能をかみ合わせながら排水をしていくと、こういうふうな考え方でございます。

それから、県の要綱につきましては、今手持ちがございませんのでまた確認しながら後ほどお示ししたいと思えます。

12番（佐山富崇君）はい。成田副町長さんのお話はよくわかります、わかりますが、現実的にこの現状をまだわかっていらっしゃらない。私、申し上げますが、ポンプで排水してきたと。それは臨時的に災害に遭わないように一時的にポンプを据えつけたんですよ、泣き泣き臨時的に。あのポンプ場があったわけじゃないですよ。泣き泣きポンプを用意していて、雨降ったというのとたまるぞというのでくんで、余りたまる前からくみ始めたというのか現状、区民なりあの地域の人たち、何ぼ難儀したかしのれない。

それで、町長からも一般質問ではご答弁をいただいていたんですが、抜本的に山元町の排水計画を打ち立てるんだというお話をいただきましたが、私はいまだにまだ心配しているんです、それはありがたい、いいことだなと思いつつ。なぜなら、抜本的ということは何が基本だか、副町長さん、おっしゃっていただきたい。

副町長（成田隆一君）はい。抜本的なというのは、こういうのは自然災害でございますので、例えば今回の災害もそうでございますけれども、完全なとか、絶対というのはなかなか言い切れない。そういうことで我々がこういう基盤を整備するに当たりましては、一つの災害だけではなくて、もう一方ではそれぞれの住民の生活とそれから投資する財源の問題とそこでバランスというふうなものがございます。そういう形態から災害対応に関しましては順次できるところ、あるいは緊急性の高いところというふうなところで、ある意味では全体的に対応する形態、あるいはまた集中的に対応する形態、それはそれぞれその時々、社会的に置かれた状況とその行政のあり方の中で政策として決定していく事項かと考えております。

12番（佐山富崇君）はい。それはよくわかります。ですから、先ほどから何度も申し上げていま

したとおり、副町長のお話は理解できます。できますが納得できない。なぜかという、現実的に私どもはずっと内水で難儀をしてきた。さらに今度は海の水で難儀をした、そういうことなんです。そういうことがありますので、抜本的というのは何でしようかと申し上げたら、やっぱり抽象的なお話だ。お話的には理解できますよ。集中的に行わなきゃならないときもあるし、全体的に行わなきゃならないときもあるしと、それはよく理解できます。

私の言いたいのは、抜本的というのは、南北に堀を走らせてはいけない。東西に水を吐かなきゃいけない。それを抜本的と私は言っている。本町の排水計画における抜本的にというのは。そういうお考え、おありですかということを成田副町長さんにお聞きしたかったんです。やっぱり抽象的なお話だけれども、お話としてはよく理解できますよ。なるほどなど、一つ一つが納得いくお話です。ただ、私は現実問題として排水計画に対しては納得いきません。そういうお考えについては。ポンプがあってポンプに入ったんだよというお話ですが、ポンプじゃないんですよ。これは雨が降った後、2年に1回、大体平均すると3年までかからない、平均すると2年半ぐらいでこの臨時ポンプ置き場にポンプを据えつけて水を吐いていた。そういうことなんです。それも今から面開発するところの遊水池があってもそれだったと。それが今度は水を吐く番になるんだと。その辺のところを考えると遊水池をつくらなきゃいけないんじゃないですかということを申し上げておきます。いずれにしましても、今回の遊水池につきましては、この2町5反で近い将来、これを埋め立ててまた宅地にするんだということのようでありますから、きょうはこの辺で終わりにしておきます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第61号平成24年度復興住宅請1号山下地区災害公営住宅造成工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第21．議案第62号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第62号音楽活動を通じた夢と希望を育む事業に係る楽器等の購入契約についてご説明申し上げます。

裏面をご覧ください。提案理由でございますが、音楽活動を通じた夢と希望を育む事業に係る楽器等の購入に当たり、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

議案書の表面にお戻り願います。

購入品目、数量につきましては別紙のとおりでございますが、1枚最後のページにつけておりますが、コンサートシロフォン外42品目、合計で52点でございます。

契約の方法は指名競争入札です。

契約金額は……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

13番（後藤正幸君）はい、議長。購入することは提案理由に書いてあるようにごもつとも大賛成であります。ですが質問したいのは教育長にお願いしたいんですが、かつて山小が校舎新築したとき、学校から鼓笛隊の楽器を欲しい旨、要望されました。それで何百万円という楽器を買って小学校に寄附したというか、同窓会でやったんですが、町でやったんではありません。今回と同じような格好だと思いますね、格好は。だが、その担当の先生が異動することによってその楽器を現在は使用しない方向になっているんですよ、学校の状態が。それでぜひお願いしたいということは、長く丁寧に使っていただけるような配慮を教育長にお願いして賛成にしたいと私は要望します。決意をお願いします。

教育長（森 憲一君）はい。中学生は青春時代の真ただ中にごさしまして音楽、リズム感、そして新しい音に対する感受性の強い子供たちですので、またとない機会にこういう整備をさせていただけるというのは大変ありがたいことだなというふうに思っております。

今、ご指摘ございましたかつてのお話などもいただきましたけれども、現在、山下中、坂元中、それぞれ全体的には女性が多い編成でございますけれども、今後、長く子供たちの音楽活動はもちろんのこと、さまざまな形で各種行事等にも参加いただくなどして、町を明るく、子供たちの青春時代を謳歌できるような、町民にもそれを分け与えられるような、そういう活動にしまいたいというふうに思いますし、また各学校にも指導してしまいたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第62号音楽活動を通じた夢と希望を育む事業に係る楽器等の購入契約について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第 2 2. 議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び山元町議会会議規則第 1 1 9 条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました議員派遣の件は決定されました。

---

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま決定されました議員派遣の内容に今後、変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

---

議長（阿部 均君）日程第 1 3. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第 7 4 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

---

議長（阿部 均君）お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成 2 4 年第 2 回山元町議会定例会を閉会します。

午後 5 時 2 9 分 閉 会